

志太広域事務組合新ごみ処理施設

(仮称)クリーンセンター整備に係る環境影響評価

事後調査計画書

平成30年10月

志太広域事務組合

(空白)

第1章 事業計画の概要

1.1 都市計画決定権者の名称並びに事業者の氏名及び住所

1.1.1 都市計画決定権者の名称

名 称：藤枝市

1.1.2 事業者の氏名及び住所

名 称：志太広域事務組合

代表者の氏名：管理者 焼津市長 中野 弘道

住 所：静岡県藤枝市岡部町岡部6番地の1

1.2 対象事業の名称、種類、所在地

1.2.1 対象事業の名称

志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備事業

1.2.2 対象事業の種類

廃棄物処理施設の建設

燃やすごみ処理施設：処理能力 230 t/日（115 t/日×2炉）

資源ごみ処理施設：処理能力 5 t/日（日平均取扱い量）

1.2.3 所在地

藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学の藤枝フィールド（一部）及びその周辺地域

1.3 対象事業の目的及び内容

1.3.1 対象事業の目的

廃棄物の処理については、国、県ともに大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から物質の効率的な利用やリサイクルを進めることによる資源循環型社会の形成に向けた取り組みが進められており、排出者や行政における適切な分別、収集と資源の循環的利用などの一層の推進が求められている。

藤枝市、焼津市（以下「2市」という。）及び志太広域事務組合（以下「組合」という。）では、一般廃棄物の排出、収集、処理、処分等の方向性を定めた「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制や排出抑制に努め、資源の有効利用や環境への負荷を抑制した循環型社会の構築に向け取り組んでいる。

また、2市では環境衛生活動団体をはじめとした住民の協力により、ごみの減量化や分別による資源化などが積極的に展開されており、住民のごみ減量に対する意識は着実に高まりつつある。

一方、核家族化の進行による世帯数の増加や利便性を求めた経済活動と生活様式の変化など、ごみの増加要因も抱えており、更なるごみの減量と資源化の推進を図るため、住民・事業者・行政など関係者が協力し、それぞれの役割を果たすことが求められている。

このような状況下、当組合で稼働中のごみ処理施設は、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」とも整備後、長期間が経過しており、老朽化への対応とあわせ圏域住民の生活環境を向上する上でも、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たにごみ処理施設として（仮称）クリーンセンターの整備が急務となっている。

（仮称）クリーンセンターは、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」3施設の機能を集約し、循環型社会の形成を見据えた基幹的な施設と位置付け、これまでの「燃やして埋める」という処理から、「積極的に資源化を図る」という考え方を主眼に、廃棄物の循環的利用や環境負荷の低減、熱エネルギーの有効利用による地球温暖化抑止への貢献、さらには周辺環境にも充分配慮した地域共生型の施設を目指すものである。

1.3.2 対象事業の基本方針

（仮称）クリーンセンターは、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」3施設の機能を集約した施設とし、環境保全と安全性を第一に、併せて、資源化の推進、最終処分量の削減、ごみ処理コストの低減、熱エネルギーの有効利用を図り、地域住民に信頼される「安全で安心な処理施設」を目指す。

(1) 環境負荷の低減＜環境負荷低減＞

（仮称）クリーンセンターの整備に当たっては、最新技術を導入し、国、県等で定める環境基準を遵守することは当然のこと、可能な限り環境負荷の低減を図るものとする。

また、処理方式の検討に当たっては、安定的な稼働を第一に、ダイオキシン類をはじめとした有害化学物質等の排出を最大限抑制できる方式とする。

(2) 最終処分場に依存しない処理システムの整備＜資源循環＞

全国的に最終処分場の確保が難しくなっている状況に鑑み、最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指し、処理の過程で発生する焼却灰等については、可能な限り資源化を図る。

(3) 民間資源化ルートを活用＜民間活力推進＞

これまでも資源化が可能な物については、民間の資源化ルートを活用している。

今後も資源ごみなどの適正な処理と効率的なリサイクルを推進するため、積極的に民間処理施設の活用を進め、公共施設としての処理を出来る限り軽減する。

(4) ごみ処理コストの低減＜コスト低減＞

（仮称）クリーンセンターは、効率的機能を集約した拠点施設とし、建設費及び維持管理費全般について、ごみ処理コストの低減を図る。

(5) ごみのもつエネルギーの有効利用＜地球温暖化抑止＞

ごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーを有効に活用し、地球温暖化抑止に貢献できる施設整備を図る。

(6) 地域共生型施設の整備<地域共生>

周辺環境の保全に配慮し、環境学習や環境活動など、さまざまな環境情報を発信する拠点として、住民に開かれた地域共生型の施設とするとともに、地域の防災拠点としての機能整備を図る。

1.3.3 対象事業の内容

(1) 実施区域

1) 事業予定地の概要

事業予定地の概要は、表 1.3-1 及び表 1.3-2 に示すとおりである。

また、その位置を図 1.3-1～図 1.3-3 に示す。

表 1.3-1 事業予定地の概要

項目	事業予定地の概要
事業予定地	藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学の藤枝フィールド（一部）及びその周辺地域
所在地	藤枝市仮宿・高田地内
計画面積	約 2.75ha
標高	約 20m～40m
都市計画区域	都市計画区域
用途地域	市街化調整区域
現況地目	学校用地等
防火地区	該当せず。ただし、建築基準法第 22 条による指定区域に該当。
風致地区	該当せず
高度地区	該当せず
建ぺい率・容積率	建ぺい率：60%、容積率：200%
農業振興地域	農業振興地域
緑化	緑地面積率：15%以上 藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例第 3 条（平成 26 年 1 月 1 日施行）に基づき設定する。
宅造法	規制区域外
文化財	埋蔵文化財包蔵地<仮宿山崎古墳群>の一部を含む
砂防三法	地すべり防止区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、いずれも該当せず。
自然公園地域	該当せず
接道	市道仮宿下付田高田線（整備中）
周辺主要道路	国道 1 号藤枝バイパス、主要地方道焼津森線、県道島田岡部線、県道静岡朝比奈藤枝線 藤枝岡部 IC ロングランプ

表 1.3-2 事業予定地の概要（ユーティリティ条件）

項目	事業予定地の概要
電力供給	岡部変電所（内容）より一般高圧での受電可能 ※特別高圧での受電については、電気事業者（中電）と別途協議が必要
都市ガス	供給区域外（ただし、ガス供給事業者との交渉により供給は可能）
上水道	藤枝市上水道給水区域
地下水利用	静岡県地下水の採取に関する条例で定める大井川適正化地域
下水道	公共下水道計画区域外

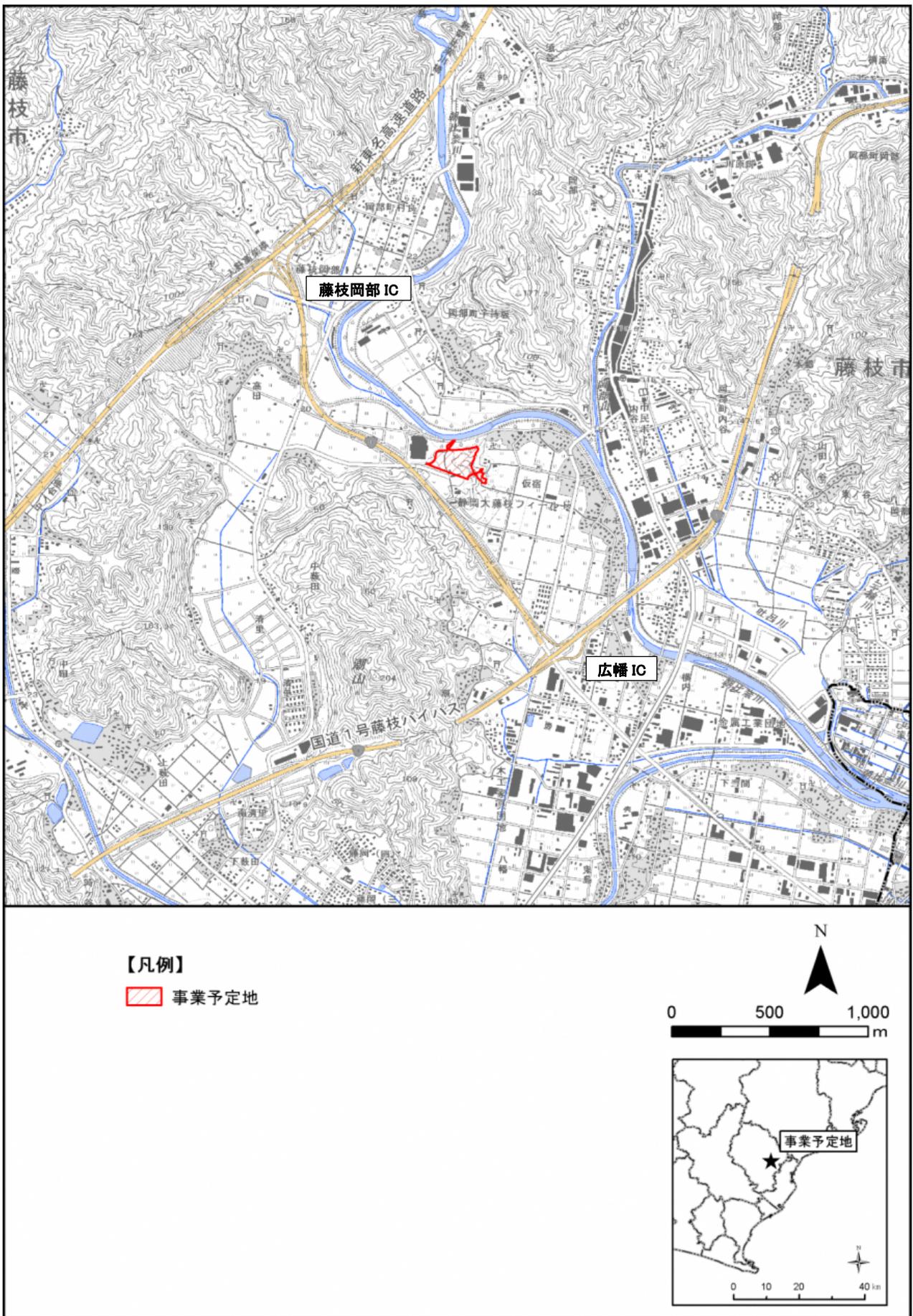


図 1.3-2 事業予定地の位置



【凡例】

 事業予定地

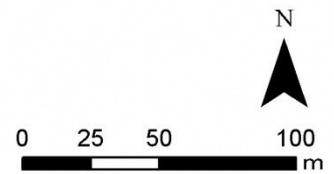


図 1.3-3 事業予定地の位置（平成 23 年 12 月 20 日撮影）

(2) 施設規模等

1) 燃やすごみ処理施設

① 施設規模

稼働目標年度の一般廃棄物処理基本計画平成 34 年度における燃やすごみ計画処理量 59,569 t/年より、燃やすごみ処理施設の施設規模は 230 t/日 (115 t/日×2 炉) とする。

② 計画ごみ質

計画ごみ質を表 1.3-3 に示す。

計画ごみ質は、燃やすごみの低位発熱量において、基準ごみを 2,000 kcal/kg とする。

また、基準ごみの三成分については、水分 50%、灰分 7%、可燃分 43%とする。

表 1.3-3 計画ごみ質

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
発熱量	ごみ低位 kcal/kg	1,200	2,000	2,600
三成分	水分 %	60	50	40
	灰分 %	6	7	8
	可燃分 %	34	43	52
見かけ比重 t/m ³		0.36	0.26	0.16
元素組成	C % 湿物ベース	-	56.3	-
	H % 湿物ベース	-	7.6	-
	N % 湿物ベース	-	1.6	-
	S % 湿物ベース	-	0.1	-
	Cl % 湿物ベース	-	0.9	-
	O % 湿物ベース	-	33.5	-

③ 燃やすごみの処理方式

燃やすごみの処理方式は、ストーカ式焼却炉を採用する。

④ 処理システム

焼却灰等の副生成物の処理までを含めた全体処理システムを図 1.3-4 に示す。

今後、安全性、信頼性を基本に、環境負荷の低減と経済性に優れた処理システムの構築を検討する。

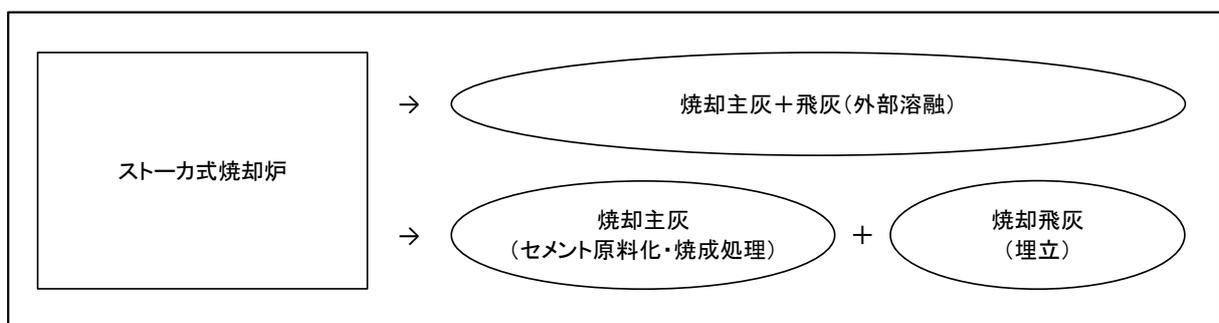


図 1.3-4 処理システム

○ 内は、委託処理

2) 資源ごみ処理施設

① 施設規模

稼働目標年度の一般廃棄物処理基本計画平成 34 年度における資源ごみ計画処理量 15, 532 t /年、その内、資源ごみ処理施設に搬入される 1, 632 t /年より、資源ごみ処理施設の施設規模 5 t /日（日平均取扱い量）とする。

② 取扱い品目

資源ごみの処理ルートを図 1. 3-5 に示す。

資源ごみのほとんどが既に民間資源化ルートの積極的な活用により、民間資源化業者への直接搬入を行っており、（仮称）クリーンセンターで扱う品目は以下のとおりである。

分別された資源物の保管を主な目的としたストックヤード機能を主体に整備する。

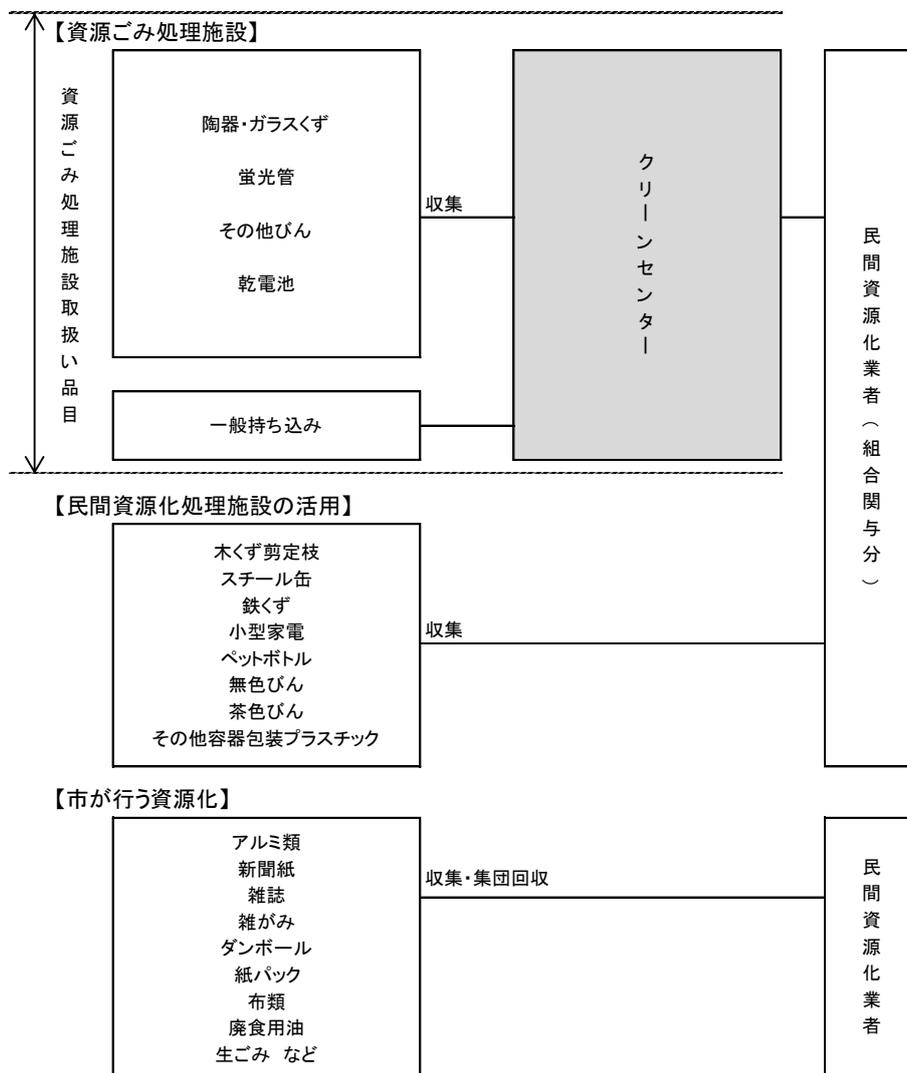


図 1. 3-5 資源ごみの処理ルート

(3) 環境保全計画

1) 排出ガス

排出ガス対策については、最新の処理設備を導入し、国の基準よりさらに厳しく抑えることを基本とする。

本施設の排出ガスの自主規制値（案）は、表 1.3-4 に示すとおり、近隣最新施設の規制値等を参考として検討を進めており、今後、施設整備計画の中で策定する。

表 1.3-4 排出ガスの自主規制値（案）

項目	単位	規制値（法令）	自主規制値（案）	参考
				近隣最新施設の自主規制値
ばいじん	g/m ³ N	0.04 以下 ^{注)1} (焼却能力 4t/h 以上)	0.01 以下	0.02 以下
硫黄酸化物	K 値	17.5 以下 ^{注)2}	—	—
	ppm	—	20 以下	20 以下
窒素酸化物	ppm	250 以下 ^{注)1}	50 以下	50 以下
塩化水素	ppm	430 以下 ^{注)1、注)3}	40 以下	40 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1 以下 ^{注)1} (焼却能力 4t/h 以上)	0.05 以下	0.05 以下
一酸化炭素	ppm	100 以下 (1 時間平均値)	30 以下 (4 時間平均値)	30 以下

注)1. 規制値は酸素濃度 12%での換算値である。

注)2. 硫黄酸化物の K 値 17.5 は、概ね 3,000ppm~5,000ppm に相当する。

注)3. 規制値は 700mg/m³N を ppm に換算した値である。

2) 排水

排水の処理フローを図 1.3-6 に示す。

処理施設からのプラント排水については、施設内で処理・再利用するものとし、周囲の河川に放流しないクローズドシステムを採用する。

生活排水については浄化槽で適正な処理を行ったうえで敷地外へ放流する。

雨水については、調整池により流量調整を行ったうえで、敷地外へ放流する。

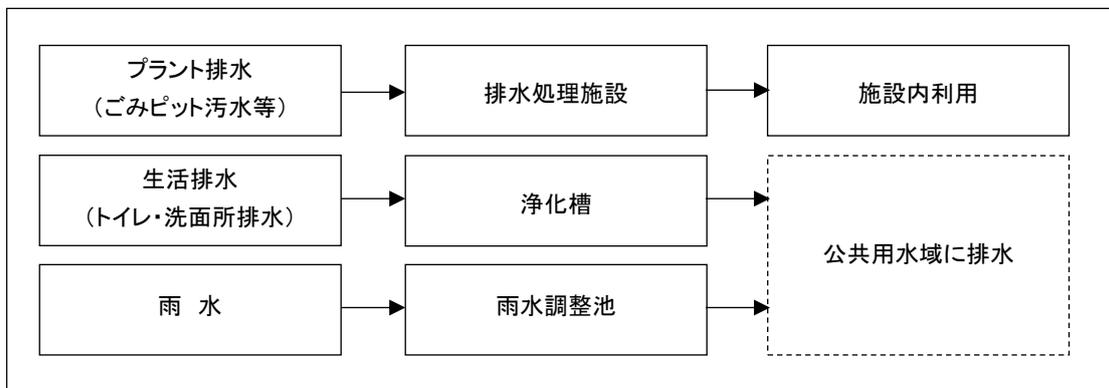


図 1.3-6 排水の処理フロー

3) 騒音

騒音については、「騒音規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に定められた規制基準を遵守する。特定工場等の敷地境界において地域毎に定められた規制基準については、表 1.3-5 に示すとおりである。

プラント機器類については、屋内に設置することを原則とし、低騒音型もしくは防音対策を講じたものとする。

表 1.3-5 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	規制基準			
	朝 (6～8時)	昼間 (8～18時)	夕 (18～22時)	夜間 (22～翌6時)
第2種区域	50 dB (45 dB)	55 dB (50 dB)	50 dB (45 dB)	45 dB (40 dB)

※かっこ内の数値は、学校敷地に接する境界に適用される基準値

4) 振動

振動については、「振動規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に定められた規制基準を遵守する。特定工場等の敷地境界において地域毎に定められた規制基準については、表 1.3-6 に示すとおりである。

プラント機器類については、屋内に設置することを原則とし、低振動型もしくは防振対策を講じたものとする。

表 1.3-6 特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	規制基準	
	昼間 (8～20時)	夜間 (20～翌8時)
第1種区域2	65 dB (60 dB)	55 dB (50 dB)

※かっこ内の数値は、学校敷地に接する境界に適用される基準値

5) 悪臭

悪臭について、藤枝市は表 1.3-7 に示すとおり、悪臭防止法に基づく規制方法を人の嗅覚を用いて全てのおいさを判定する「臭気指数規制」としており、全事業場からの悪臭の発生について規制される。

悪臭は、法規制値より厳しい自主規制値を設けるとともに、徹底した防止策を講じる。

具体的な対策としては、臭気の発生源となるごみピット上部から吸気することによって、プラットホームを負圧とし、ごみピット内の臭気を漏洩しないようにするとともに、吸引した臭気を高温の炉内において燃焼分解するなど、施設の外へ臭気を漏洩しない構造とする。

表 1.3-7 悪臭の規制基準

規制の対象	法規制値	自主規制値 (案)
敷地境界	臭気指数 15 (藤枝市)	臭気指数 10

6) その他環境保全項目

周辺地域と調和のとれる施設設計にするとともに、周辺環境への環境影響を低減させるため、以下の環境保全対策を講ずる。

- ・ 温暖化防止、温室効果ガスの吸収及び地下水涵養のため、施設内の緑地面積を最大限確保するとともに、自然豊かで緑に囲まれた施設整備に努める。
- ・ 周囲の空間に溶け込み、なじむような景観形成に配慮したデザインとする。

(4) 熱エネルギーの利用

1) 熱エネルギーの有効利用

① 省資源・省エネルギー

燃やすごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを電気や温水、冷暖房等として利用することは、それに相当する外部からのエネルギー消費を削減でき、同時に、電力や温水等を得るために必要であった化石燃料の使用量を削減することになる。

② 温室効果ガスの排出抑制

上記の化石燃料の使用量を削減できることが、温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生抑制につながり、地球温暖化対策に貢献することになる。

2) 熱エネルギーの利用形態

燃やすごみの処理に伴って発生する熱エネルギーの利用形態については、蒸気をそのまま利用するものや、その蒸気によってタービンを動かして発電するものなど多種多様であり、一般的な用途例については、図 1.3-7 に示すとおりである。

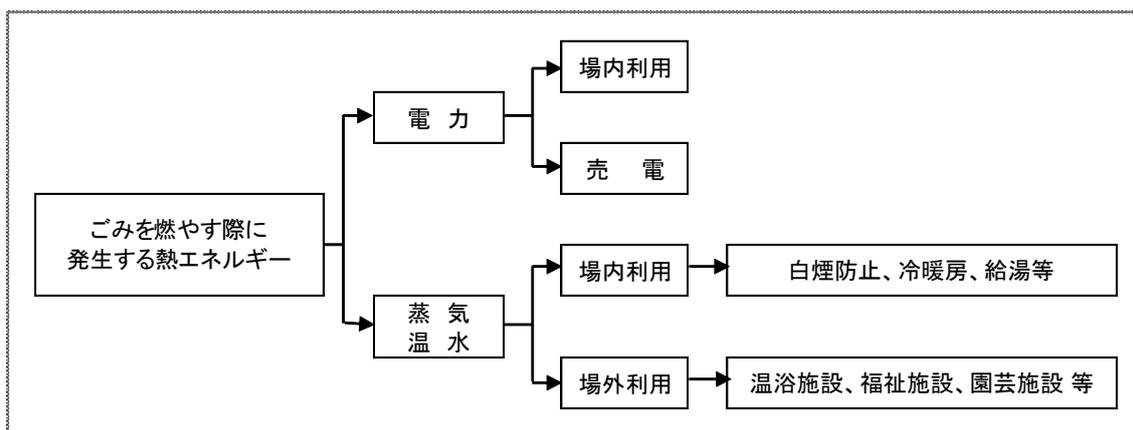


図 1.3-7 熱エネルギーの利用形態

3) 熱エネルギーの利用方法

熱エネルギーの利用については、第一に、処理施設の場内利用を優先する。

場内の熱エネルギーの利用方法は、タービン発電を行うことを前提とするが、場内利用分を除く余剰電力については電力会社に売電することも含めて検討する。

(5) 地域との共生

1) 地域共生型施設の整備

周辺の環境保全に配慮しつつ、住民に開かれた、地域との共生を基本とした施設整備計画を進める。

① 学習の場の提供

地域に向けて開かれた施設を目指し、施設で扱うごみの量などの情報コーナーの設置や、環境関連図書、視聴覚教材など、気軽に閲覧できるコーナーを開設するなどして、環境学習の場を提供する。

② 体験学習の場の提供

誰もが安全に安心して施設の見学ができるような、見学者コースを整備し、適正なごみ処理の状況について知る、学べる、理解が深まる体験学習の場の提供を図る。

③ 防災拠点

地域の防災拠点として利用が図れる施設とする。

(6) 施設配置計画 (案)

1) 施設配置計画 (案)

事業予定地を、図 1.3-8 に赤枠で示す。

現地測量調査等の結果、その施設配置計画は以下のとおりである。今後、環境影響評価調査等と並行して詳細な配置計画を定めるものとする。

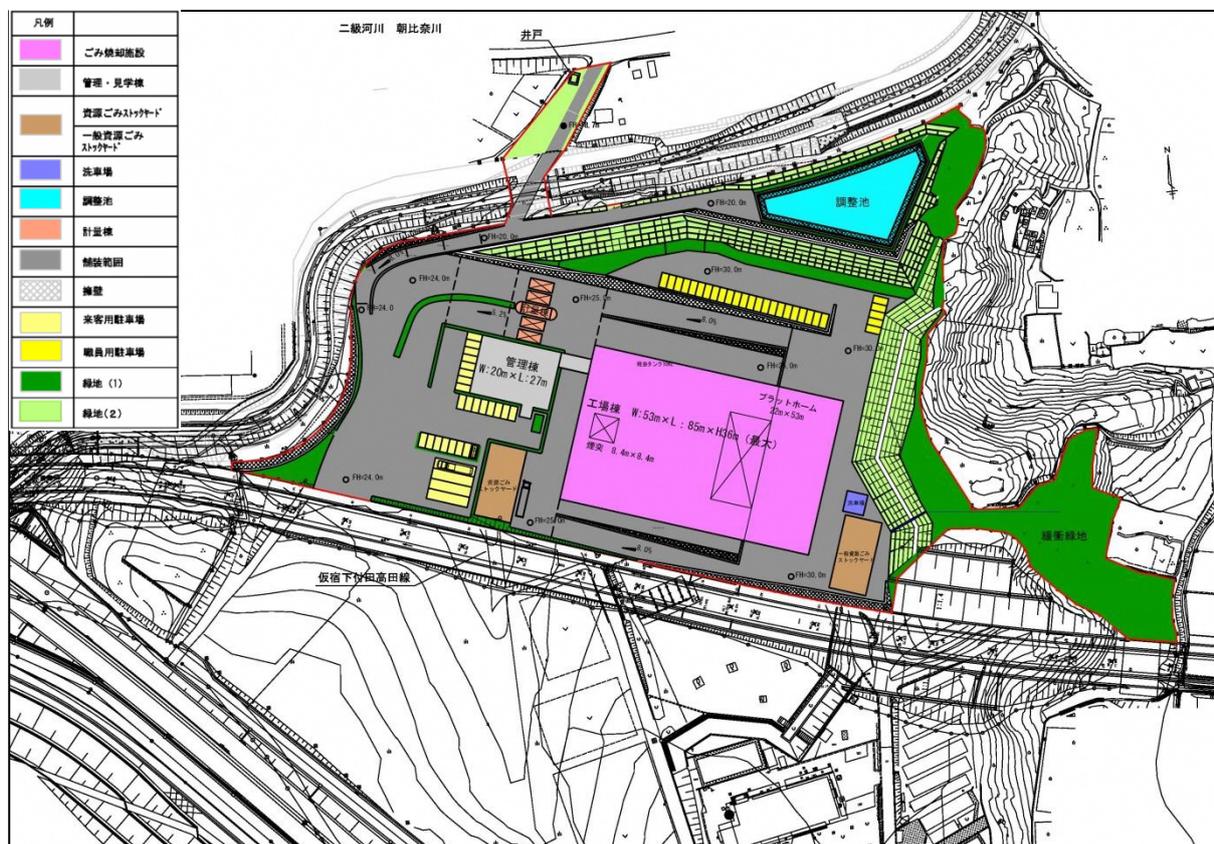


図 1.3-8 施設配置計画 (案)

2) 施設への搬入車両のルート

施設の建設工事中並びに供用後の施設への搬入車両は、藤枝岡部 IC ロングランプ側道から今後整備する市道飯宿下付田高田線を利用するルートを基本とする。

1.3.4 事業スケジュール

事業スケジュールを表 1.3-8 に示す。

表 1.3-8 事業スケジュール

工事工種	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
実施設計	■			
土建工事		■	■	■
プラント工事			■	
試運転・性能試験				■

1.3.5 環境影響評価手続きの経緯

環境影響評価手続きのこれまでの経緯を表 1.3-9 に示す。

表 1.3-9 環境影響評価手続きの経緯

方法書	
方法書送付	平成 26 年 3 月 10 日
方法書公告	平成 26 年 3 月 10 日
方法書縦覧	平成 26 年 3 月 11 日から平成 26 年 4 月 10 日
意見書提出期間	平成 26 年 3 月 11 日から平成 26 年 4 月 24 日
説明会	平成 26 年 3 月 21 日
意見概要書送付	平成 26 年 5 月 1 日
県知事意見	平成 26 年 7 月 25 日
準備書	
準備書送付	平成 29 年 8 月 31 日
準備書公告	平成 29 年 9 月 11 日
準備書縦覧	平成 29 年 9 月 12 日から平成 29 年 10 月 11 日
意見書提出期間	平成 29 年 9 月 12 日から平成 29 年 10 月 25 日
説明会	平成 29 年 9 月 22 日
意見概要書送付	平成 29 年 10 月 30 日
県知事意見	平成 30 年 2 月 27 日
評価書	
評価書送付	平成 30 年 9 月 3 日
評価書公告	平成 30 年 9 月 4 日
評価書縦覧	平成 30 年 9 月 5 日から平成 30 年 10 月 4 日

(空白)

第2章 事後調査計画等

本事業の実施に際しては、対象事業実施区域及びその周辺の環境保全を図るとともに、予測・評価の条件及びその結果の確認・検証などのために事後調査を実施する計画である。

環境保全措置は、さらなる影響の低減に努めることを念頭に置き実施する。なお、調査の段階で基準となる数値や予測結果を超える状況が確認された場合は、その都度、追加の保全措置を検討し、必要に応じて専門家等の指導等を受けるとともに、実施する。

事後調査報告書は、静岡県環境影響評価条例の規定に基づき、知事及び関係市長に送付する。

2.1 事後調査の目的と実施理由

事後調査の項目は、環境影響評価の対象として選定した環境要素の中から、事業特性、地域特性及び環境影響評価の結果を勘案して選定した。

選定した項目は、大気汚染、騒音及び低周波音、振動、悪臭、水質汚濁、地下水汚染、地下水の変化、動物、植物、生態系、景観、廃棄物、温室効果ガス、地域交通の14項目とした。

選定した項目は、表 2.1-1 に示すとおりである。また、当該事後調査項目を選定した理由及び選定しなかった理由は、表 2.1-2 及び表 2.1-3 に示すとおりである。

表 2.1-1 事後調査項目

環境要素の区分		影響要因の区分 細区分		工事の実施			土地又は 工作物の 存在及び供用		
				建設機械の稼働	土工事等	資材等の運搬	施設の存在	廃棄物運搬車両の運行	焼却施設の稼働
大気環境	大気汚染	一般環境項目	二酸化硫黄						○
			浮遊粒子状物質	○		○		○	○
			微小粒子状物質 (PM2.5)	○		○		○	○
			二酸化窒素	○		○		○	○
			ベンゼン	○		○		○	
		特定環境項目	ダイオキシン類						○
		規制項目	塩化水素						○
	粉じん (降下ばいじん)			○					
	その他の有害項目	水銀						○	
		騒音及び低周波音	騒音	○		○		○	○
	低周波音							○	
	振動	振動	○		○		○	○	
	悪臭	悪臭						○	
局地風	局地風				○				
水環境	水質汚濁	河川の水質		○				○	
		水の濁り		○					
		その他の項目							
底質汚染	生活環境項目等								
地下水汚染	地下水の水質						○		
土壌環境	土壌汚染	環境基準項目						○	
地形及び地質	土地の安定性	事業により形成される傾斜地及び盛土の崩壊							
	地盤沈下	事業により生じる地盤沈下						○	
	地下水の変化	事業により生じる地下水位及び湧水量の変化		○				○	
	河川の変化	事業により生じる河川等の流量の変化							
	土壌、土砂の流出・堆積	事業により生じる土砂等の流出及び堆積							
貴重な地形及び地質	事業により生じる地形・地質への影響								
動物・植物・生態系	動物	生息環境の改変、生育状況への影響		○		○			
	植物	植生の改変、注目すべき個体、種及び群落の改変		○		○			
	生態系	指標種に与える影響		○		○			
景観	景観の構成要素、地域景観の特性、可視領域、圧迫感等					○			
文化財	事業により生じる文化財への影響								
人と自然との触れ合い活動の場	事業により生じる変化								
廃棄物	廃棄物の種類及び発生量、リサイクルの状況		○				○		
地球環境	温室効果ガス		○		○		○	○	
	オゾン層破壊物質								
一般環境中の放射性物質	放射線の量								
その他	日照阻害	地形の状況、周辺工作物等による日影の状況等				○			
	電波障害	テレビジョン放送の受信状況、テレビジョン放送電波の状況				○			
配慮項目	光害	夜間照明による生活環境や生態系への影響							
	地域交通	交通の安全性			○		○		
	電磁波	事業により生じる電磁波							

注) ○：事後調査を実施する項目

表 2.1-2 事後調査項目の選定理由（工事の実施時）

環境要素の区分		影響要因の区分	選定理由
大気環境	大気汚染	浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 (PM2.5)	建設機械の稼働 建設機械の稼働により、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の排出が考えられる。
		二酸化窒素 その他有害物質	資材等の運搬 資材等運搬車輛の運行により、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の排出が考えられる。
		粉じん	土工事等 土工事等により粉じんの発生が考えられる。
	騒音及び 低周波音	騒音	建設機械の稼働 建設機械の稼働により、騒音の発生が考えられる。
			資材等の運搬 資材等運搬車輛の運行により、騒音の発生が考えられる。
	振動		建設機械の稼働 建設機械の稼働により、振動の発生が考えられる。
資材等の運搬 資材等運搬車輛の運行により、振動の発生が考えられる。			
水環境	水質汚濁	河川の水質 土工事等 土工事等により、濁水の発生が考えられる。	
		水の濁り 土工事等 コンクリート打設時にアルカリ排水の発生が考えられる。	
地形及び 地質	地下水の変化	土工事等 土工事による地下水位の変化が考えられる。	
動物・ 植物・ 生態系	動物、植物、生態系	建設機械の稼働 建設機械の稼働による動物・植物・生態系への影響が考えられる。	
		資材等の運搬 資材等運搬車輛の運行による動物・植物・生態系への影響が考えられる。	
廃棄物		土工事等 土工事等による廃棄物の発生が考えられる。	
地球環境	温室効果ガス	建設機械の稼働 建設機械の稼働による温室効果ガスの排出が考えられる。	
		資材等の運搬 資材等運搬車輛の運行による温室効果ガスの排出が考えられる。	

表 2.1-3 事後調査項目の選定理由（土地又は工作物の存在及び供用時）

環境要素の区分		影響要因の区分	選定理由	
大気環境	大気汚染	二酸化硫黄	焼却施設の稼働による二酸化硫黄の排出が考えられる。	
		浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 (PM2.5)	焼却施設の稼働による浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、その他有害物質（ダイオキシン類、塩化水素、水銀）の排出が考えられる。	
		二酸化窒素 その他有害物質	廃棄物等運搬車輛等の運行による浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の排出が考えられる。	
	騒音及び 低周波音	騒音	廃棄物等運搬車輛等の運行	廃棄物等運搬車輛の運行による騒音の発生が考えられる。
			焼却施設の稼働	焼却施設の稼働による騒音の発生が考えられる。
		低周波音	焼却施設の稼働	焼却施設の稼働による低周波音の発生が考えられる。
	振動	廃棄物等運搬車輛等の運行	廃棄物等運搬車輛の運行による騒音の発生が考えられる。	
		焼却施設の稼働	焼却施設の稼働による騒音の発生が考えられる。	
	悪臭	焼却施設の稼働	焼却施設の稼働による悪臭の発生が考えられる。	
水環境	地下水汚染	焼却施設の稼働	施設の稼働による地下水汚染の影響はほとんどないと考えられるが、周辺で井戸水が利用されていることから調査を行う。	
地形及び地質	地下水の変化	焼却施設の稼働	施設の稼働による地下水位への影響はほとんどないと考えられるが、周辺で井戸水が利用されていることから調査を行う。	
動物・植物・生態系	動物、植物、生態系	施設の存在	施設の存在による動物・植物・生態系への影響が考えられる。	
景観		施設の存在	施設の存在による景観への影響が考えられる。	
廃棄物		焼却施設の稼働	焼却施設の稼働による廃棄物の発生が考えられる。	
地球環境	温室効果ガス	廃棄物等運搬車輛等の運行	廃棄物等運搬車輛の運行による温室効果ガスの発生が考えられる。	
		焼却施設の稼働	焼却施設の稼働による温室効果ガスの発生が考えられる。	
配慮項目	地域交通	廃棄物等運搬車輛等の運行	廃棄物等運搬車輛の運行による地域交通への影響が考えられる。	

2.2 事後調査計画等の内容

2.2.1 総括

工事の実施時における事後調査計画の内容を表 2.1-1～表 2.2-4 に、土地又は工作物の存在及び供用時における事後調査計画の内容を表 2.2-5～表 2.2-9 にそれぞれ示す。

表 2.2-1 事後調査計画【工事計画確認調査】(工事の実施時)

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
工事計画		工事計画、 工事方法、 環境保全措置の 実施状況	—	[調査時期] 建設工事中 [調査方法] 工事計画、工事方法、環境保全対策実施状況 の把握・集計による方法

表 2.2-2 事後調査計画【発生源調査】(工事の実施時)

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
騒音	建設機械騒音	騒音レベル	敷地境界 4 地点 (図 2.2-2)	[調査時期] 建設機械の稼働台数が代表的と考えられる 時期 (1 日間) [調査方法] 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制 に関する基準」に規定される方法
振動	建設機械振動	振動レベル	敷地境界 4 地点 (図 2.2-2)	[調査時期] 建設機械の稼働台数が代表的と考えられる 時期 (1 日間) [調査方法] 「振動規制法施行規則」別表第一に規定され る方法
廃棄物	廃棄物の発生量	廃棄物発生量、 リサイクル率、 廃棄物排出量	施設内	[調査時期] 工事中 [調査方法] 事業者による廃棄物の処理実績の把握、集計 による方法

表 2.2-3 事後調査計画【環境調査】（工事の実施時その1）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
大気汚染	建設機械排ガス	二酸化窒素、 浮遊粒子状物質 風向・風速	周辺 1 地点 (図 2.2-1)	[調査時期] 建設機械の稼働台数が代表的と考えられる 時期（7日間） [調査方法] 「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大 気汚染に係る環境基準について」に規定され る方法
	建設作業粉じん	降下ばいじん	周辺 1 地点 (図 2.2-1)	[調査時期] 土工事期間の建設機械の稼働台数が代表的 と考えられる時期（30日間） [調査方法] ダストジャーを用いる方法
	資材等運搬車両 排ガス	二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 交通量	走行ルート 2 地点 (図 2.2-1)	[調査時期] 資材等運搬車両の運行台数が代表的と考え られる時期（7日間）、交通量は1日 [調査方法] 「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大 気汚染に係る環境基準について」に規定され る方法、交通量はカウンターによる計測方法
騒音	資材等運搬車両 騒音	騒音レベル 交通量	走行ルート 2 地点 (図 2.2-2)	[調査時期] 資材等運搬車両の運行台数が代表的と考え られる時期（1日間） [調査方法] 「騒音に係る環境基準について」に規定され る方法
振動	資材等運搬車両 振動	振動レベル 交通量	走行ルート 2 地点 (図 2.2-2)	[調査時期] 資材等運搬車両の運行台数が代表的と考え られる時期（1日間） [調査方法] 「振動規制法施工規則」に規定される方法
水質汚濁	アルカリ排水	水素イオン濃度	工事排水 排出口 1 地点 (図 2.2-3)	[調査時期] 工事中のコンクリート打設工事時（1回） [調査方法] 日本工業規格に規定される方法
	濁水	浮遊物質濃度	工事排水 排出口 1 地点 (図 2.2-3)	[調査時期] 土工事期間中の降水時（1回） [調査方法] 日本工業規格に規定される方法
地下水の 変化	施設の稼働	地下水位	周辺 1 地点 (図 2.2-4)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 （月1回、1年間） [調査方法] 水位計を用いた測定

表 2.2-4 事後調査計画【環境調査】（工事の実施時その2）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
動物		希少猛禽類 モニタリング 調査	4 地点	[調査時期] 工事の実施時の2月～7月 (月1回、2～4日) [調査方法] 定点調査
		オオチャバネセ セリ、ウメムラシ タラガイ	事業予定地 内及び周辺	[調査時期] 及び [調査方法] 具体的な環境保全措置の内容が決定してか ら調査の方法を決定する。
		カワバタモロコ	高田大溝川	[調査時期] 工事の実施時の1回 [調査方法] 任意採集による調査

表 2.2-5 事後調査計画【施設計画確認調査】（土地又は工作物の存在及び供用時）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
施設計画		施設計画、 環境保全対策実施 状況	—	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期（1回） [調査方法] 施設計画、環境保全対策実施状況の把握・ 集計による方法

表 2.2-6 事後調査計画【発生源調査】（土地又は工作物の存在及び供用時）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
大気汚染	ばい煙調査	硫黄酸化物、 窒素酸化物、 ばいじん、 塩化水素、 水銀、 ダイオキシン類	煙突（各炉）	[調査時期] 供用開始後の一定期間 ばい煙の測定 4回/年 （硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、 塩化水素） 水銀 1回/年 ダイオキシン類 1回/年 [調査方法] サンプリング分析
騒音及び 低周波音	施設稼働騒音、 低周波音	騒音レベル、 低周波音圧レベル	敷地境界 4地点 (図 2.2-6)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 （平日1日、4季） [調査方法] 「特定工場等において発生する騒音の規制 に関する基準」に規定される方法
振動	施設稼働振動	振動レベル	敷地境界 4地点 (図 2.2-6)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 （平日1日、4季） [調査方法] 「振動規制法施行規則」別表第一に規定さ れる方法
悪臭	施設からの悪臭	臭気指数	敷地境界 4地点 (図 2.2-7)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 （平日1日、4季） [調査方法] 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方 法」に規定される方法
温室効果 ガス	温室効果ガスの 発生量	温室効果ガス発生 量及び売電量	施設内	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期（1年間） [調査方法] 運転記録、稼働記録の把握、集計による方 法
廃棄物	廃棄物の発生量	廃棄物発生量、 リサイクル率、 廃棄物排出量	施設内	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期（1年間） [調査方法] 事業者による廃棄物の処理実績の把握、集 計による方法

表 2.2-7 事後調査計画【環境調査】(土地又は工作物の存在及び供用時 その1)

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
大気汚染	排出ガス (環境大気質)	二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 塩化水素、 水銀、 ダイオキシン類 風向・風速	周辺 2地点 (微小粒子 状物質は1 地点) (図 2.2-5)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (7日間/季、4季) [調査方法] 「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大 気汚染に係る環境基準について」、「濾過捕 集による質量濃度測定方法又はこの方法に よって測定された質量濃度と等価な値が得 られると認められる自動測定機による方法 (微小粒子状物質)」、「ダイオキシン類に係 る大気環境調査マニュアル」、「有害大気汚 染物質測定方法マニュアル」、「大気汚染物 質測定法指針」に規定される方法
	廃棄物運搬車両 排ガス	二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 交通量	走行ルート 2地点 (図 2.2-5)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (7日間/季、4季)、交通量は各1日 [調査方法] 「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大 気汚染に係る環境基準について」に規定さ れる方法、交通量はカウンターによる計測 方法
騒音	廃棄物運搬車両 騒音	騒音レベル 交通量	走行ルート 2地点 (図 2.2-6)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (平日1日、1季) [調査方法] 「騒音に係る環境基準について」に規定さ れる方法
振動	廃棄物運搬車両 振動	振動レベル 交通量	走行ルート 2地点 (図 2.2-6)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (平日1日、1季) [調査方法] 「振動規制法施工規則」に規定される方法
地下水汚染		地下水質 (環境基準項目)	周辺 1地点 (図 2.2-8)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期(1回) [調査方法] 「地下水の水質汚濁に係る環境基準につい て」に規定される方法
地下水の 変化	施設の稼働	地下水位	周辺 1地点 (図 2.2-8)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (月1回、1年間) [調査方法] 水位計を用いた測定

表 2.2-8 事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時 その2）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
動物		カヤネズミ	事業予定地内及び周辺	[調査時期] 供用1年目及び3年目の秋 [調査方法] フィールドサイン調査
		希少猛禽類 モニタリング調査	事業予定地内及び周辺 (2~3地点)	[調査時期] 供用1年目及び供用3年目の2月~7月 [調査方法] 定点調査
		鳥類相、オオタカ、 ハイタカ、その他 鳥類	事業予定地内及び周辺	[調査時期] 供用1年目及び3年目の繁殖期と非繁殖期 (年2回・初夏と冬) [調査方法] ラインセンサス調査・定点調査・任意調査
		は虫類・両生類、 トノサマガエル (ヌマガエル)	事業予定地内及び周辺	[調査時期] 供用1年目及び3年目の春、夏、秋 [調査方法] 捕獲・目撃調査等
		昆虫類相・オオチャバネセセリ	事業予定地内及び周辺	[調査時期] 供用1年目及び3年目の春~秋 [調査方法] 任意採集調査・幼虫確認調査
		カワバタモロコ	高田大溝川	[調査時期] 供用1年目、1回 [調査方法] 任意採集による調査
植物		植物	事業予定地内及び周辺	[調査時期] 供用1年目及び3年目の夏または秋 [調査方法] 植物相調査・コドラート調査・毎木調査
生態系		希少猛禽類	事業予定地及びその周辺 (4地点)	動物調査と併用
		指標種 (タヌキ・キツネ)	事業予定地内2地点 周辺3地点	[調査時期] 供用1年目及び3年目(年4回) [調査方法] 無人撮影調査
		指標種 (アカネズミ)	事業予定地内2地点 周辺3地点	[調査時期] 供用1年目及び3年目の春、秋(年2回) [調査方法] トラップ調査
		指標種 (ヌマガエル)	事業予定地及びその周辺	動物調査と併用

表 2.2-9 事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時 その3）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
景観	主要な眺望景観 の変化の程度	主要眺望地点の景 観	周辺7地点 (図 2.2-9)	[調査時期] 施設完成後一定期間、1回（夏季） [調査方法] 写真撮影による方法
地域交通	交通量	交通量、 渋滞長・滞留長（交 差点のみ）	走行ルート 断面2地点 交差点3地点 (図 2.2-10)	[調査時期] 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期（平 日1日、1季） [調査方法] カウンター計測等による方法

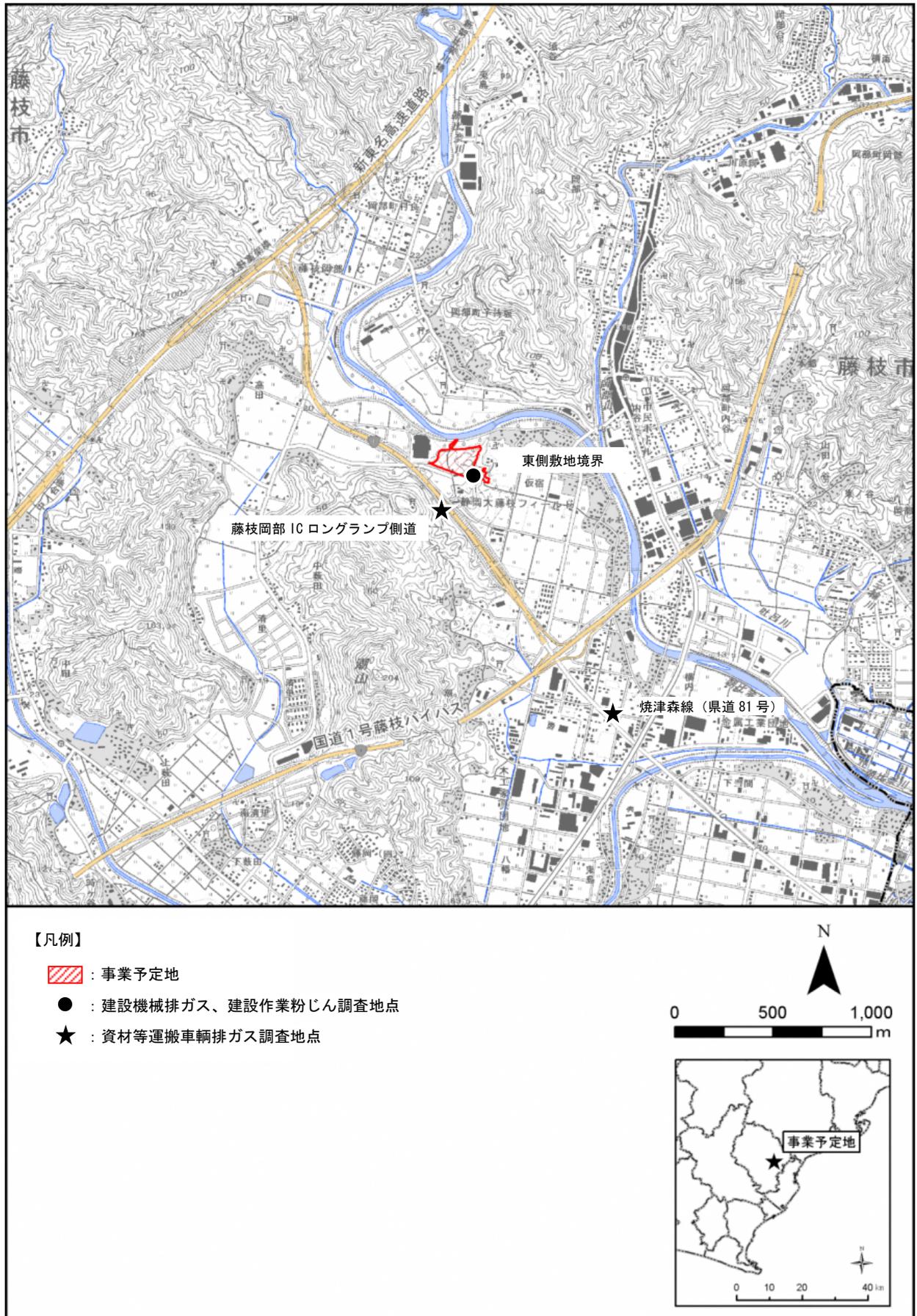
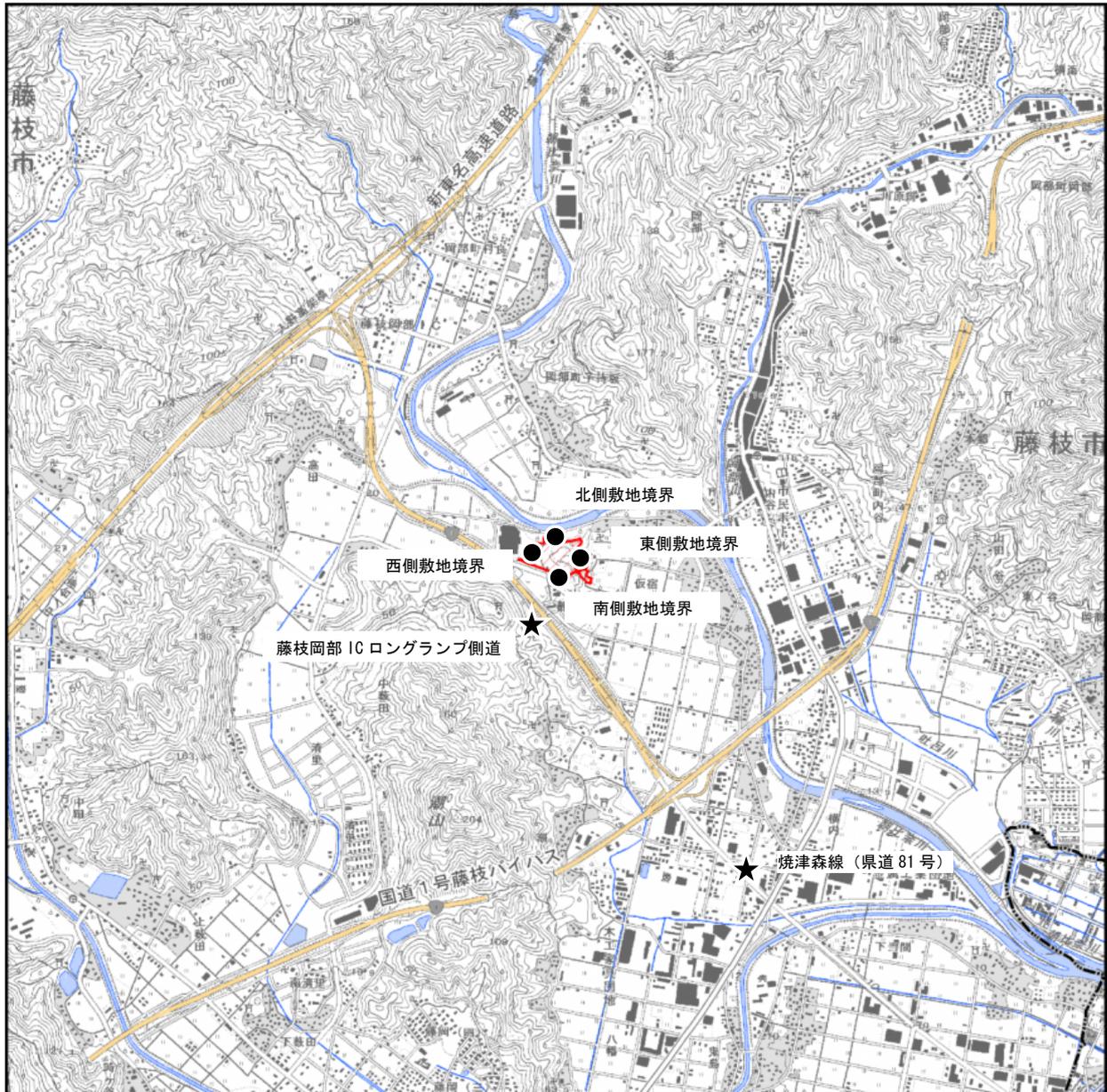


図 2.2-1 大気汚染調査地点（工事の実施時）



【凡例】

-  : 事業予定地
-  : 建設機械騒音・振動調査地点
-  : 資材等運搬車輛騒音・振動調査地点

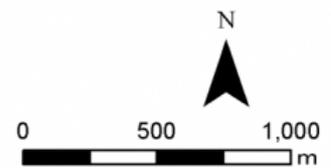


図 2.2-2 騒音・振動調査地点（工事の実施時）

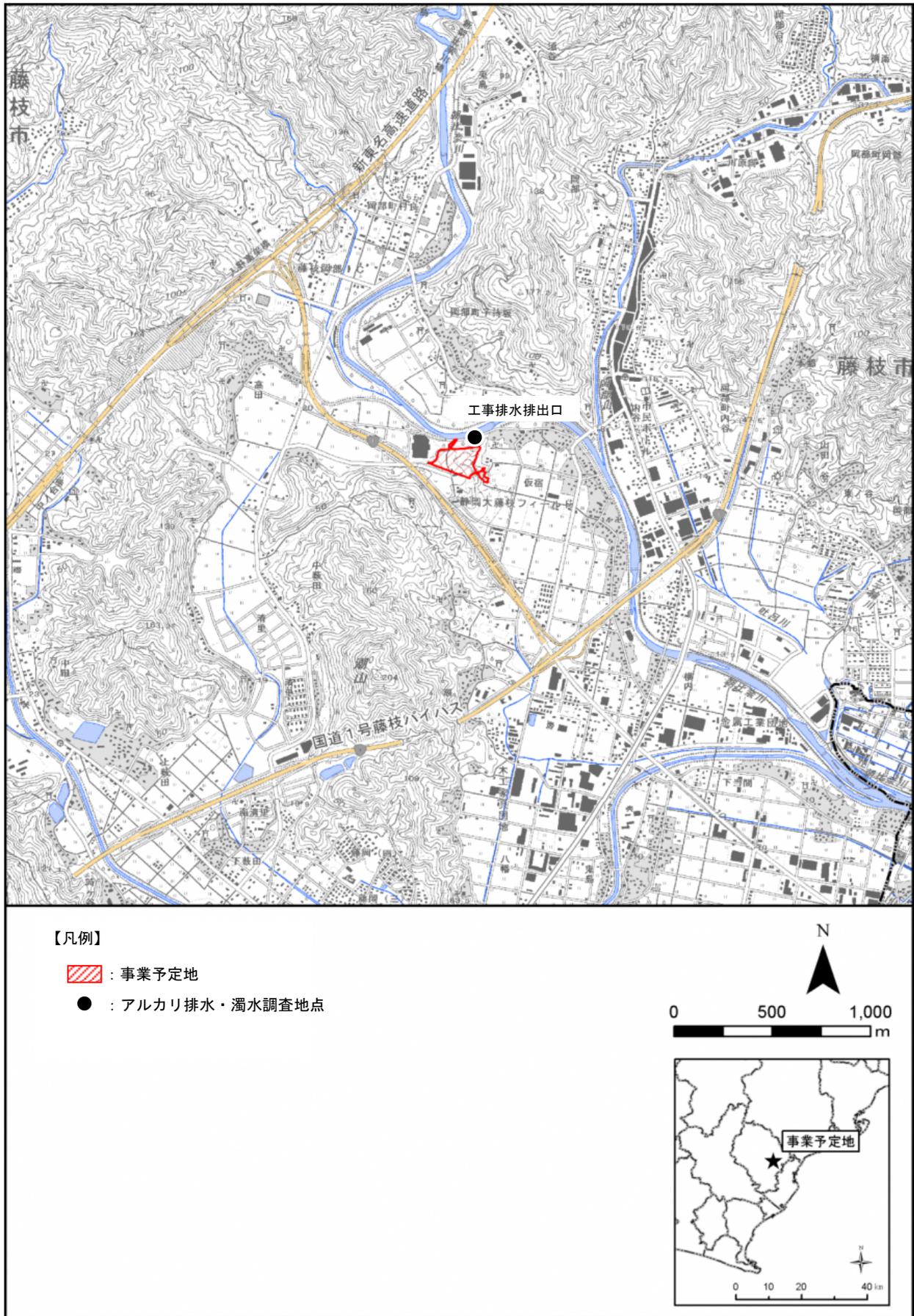
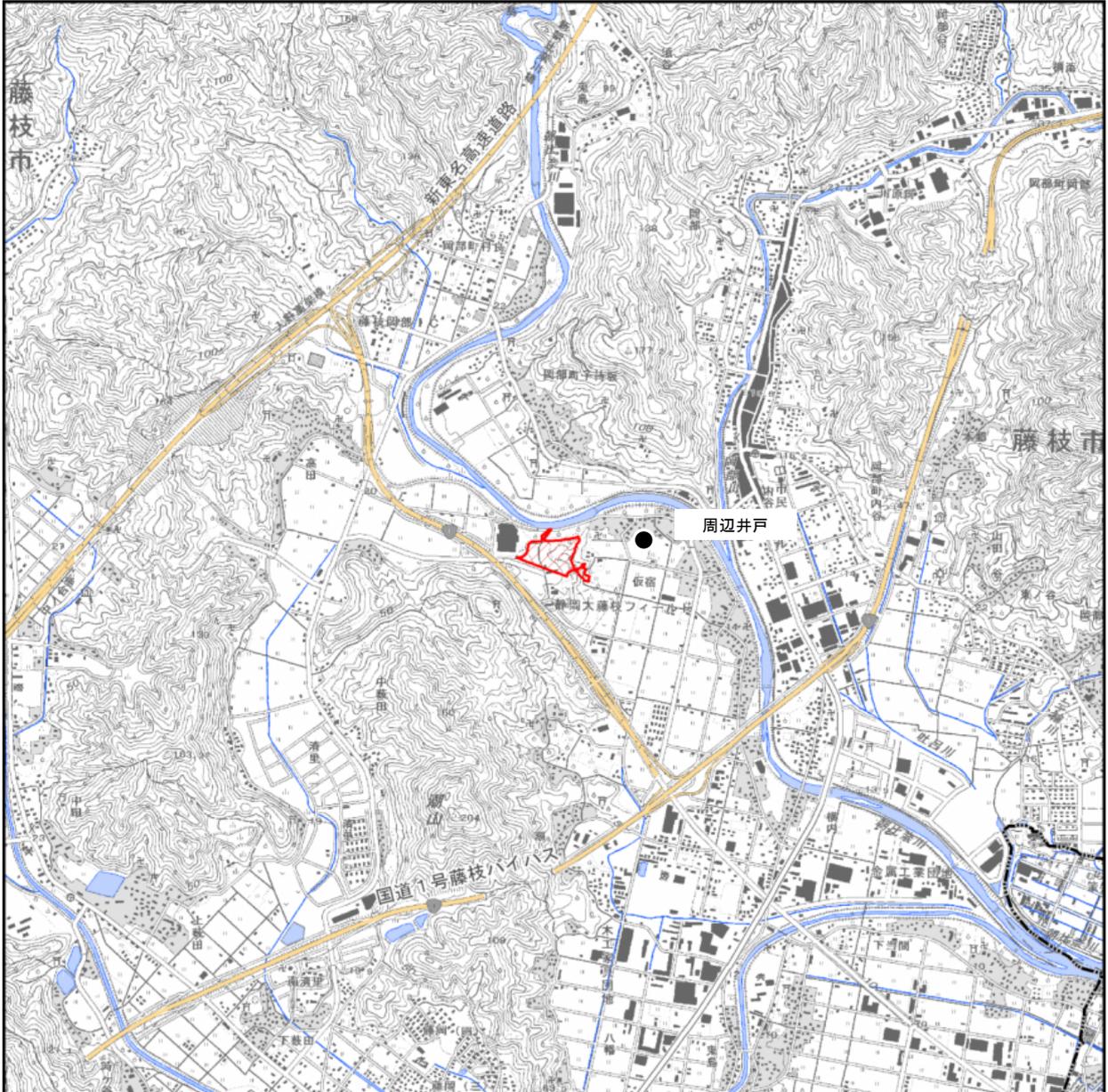


図 2.2-3 水質汚濁調査地点（工事の実施時）



【凡例】

-  : 事業予定地
-  : 地下水の変化調査地点

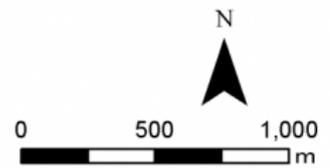
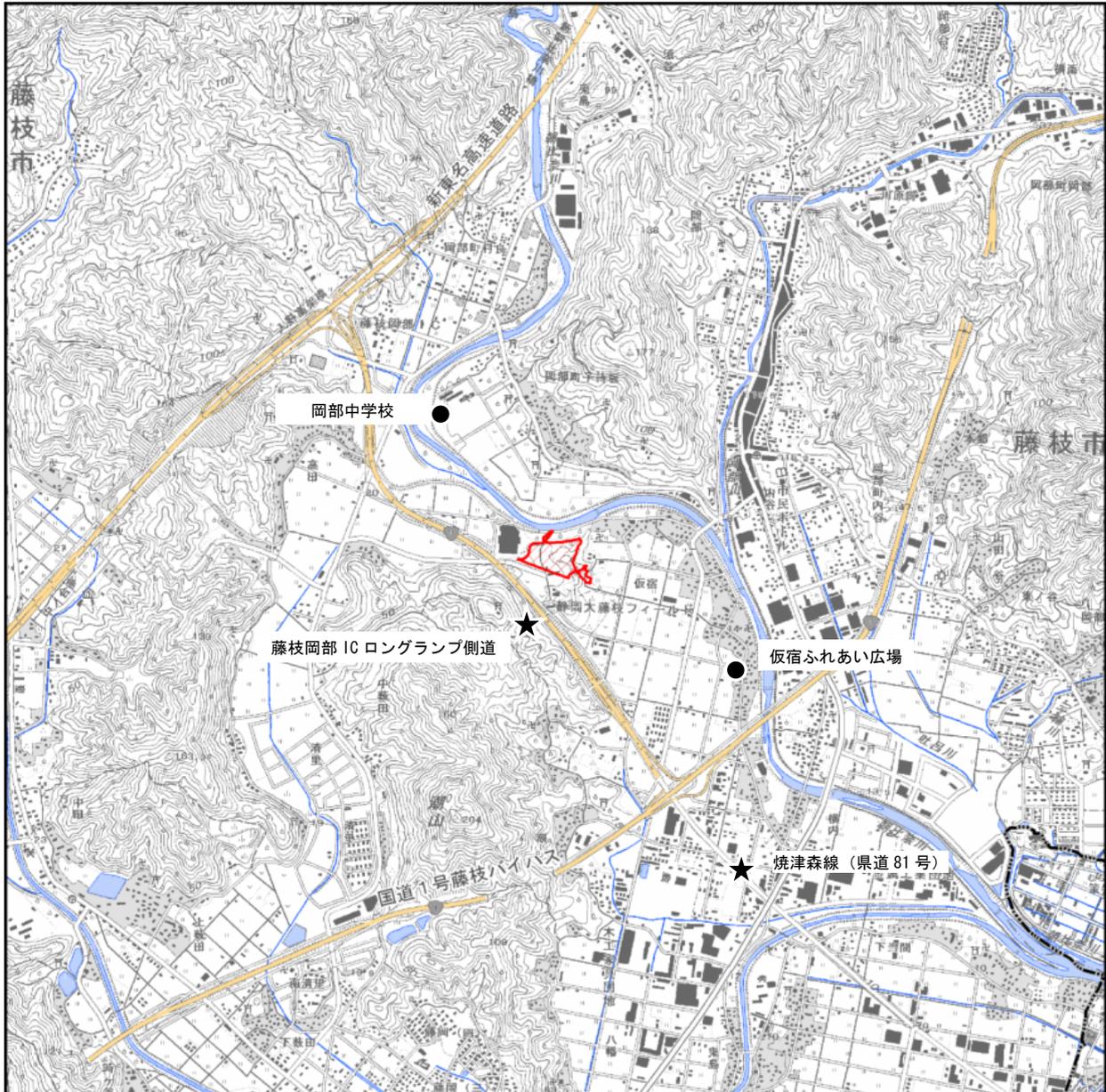


図 2.2-4 地下水の変化調査地点（工事の実施時）



【凡例】

-  : 事業予定地
-  : 排出ガス（環境大気質）調査地点
-  : 廃棄物運搬車輛排ガス調査地点

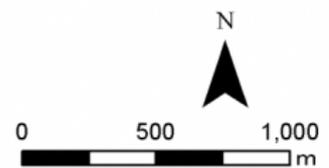
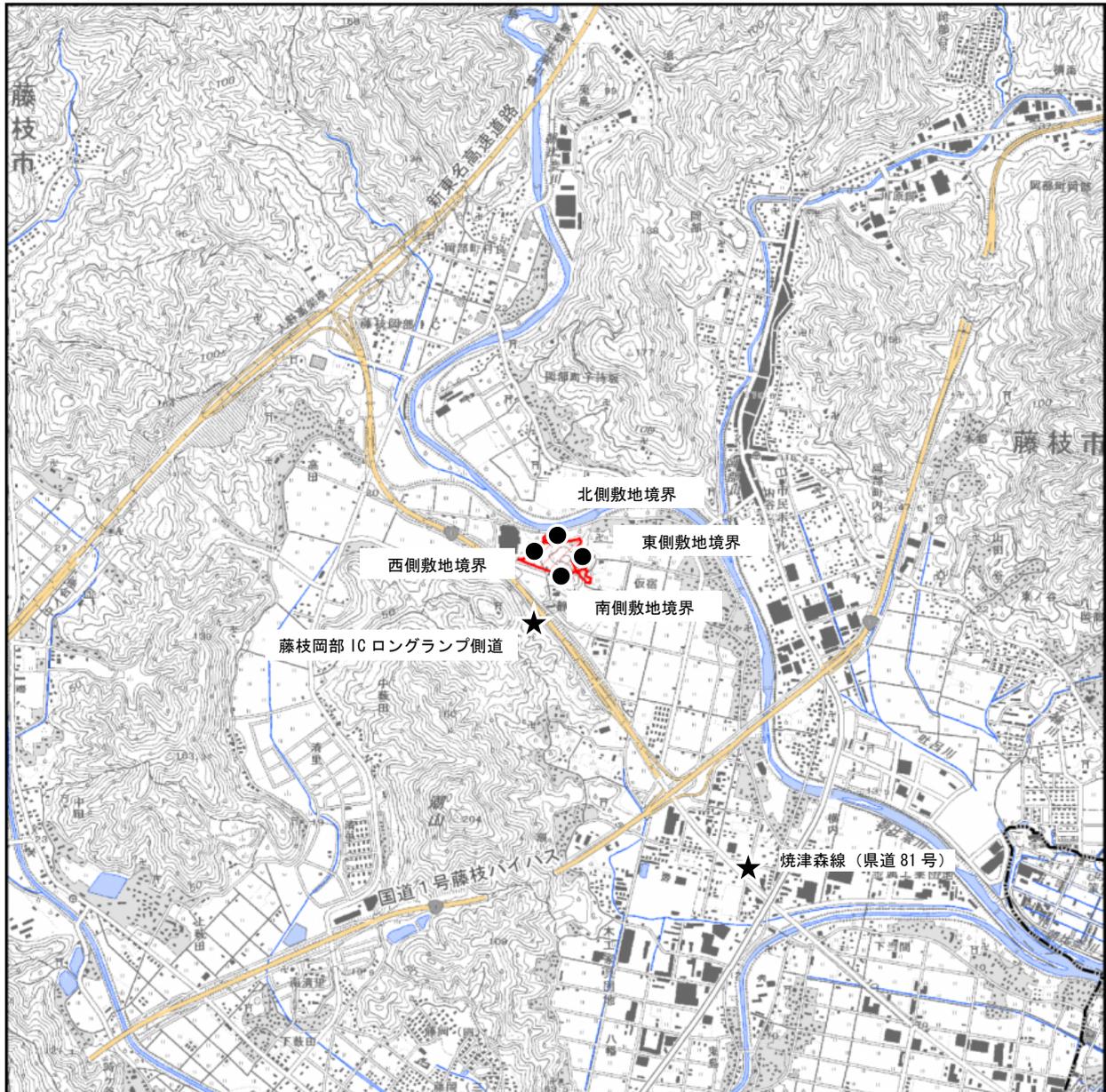


図 2.2-5 大気汚染調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）



【凡例】

-  : 事業予定地
-  : 施設稼働騒音・低周波音・振動調査地点
-  : 廃棄物運搬車輛騒音・振動調査地点

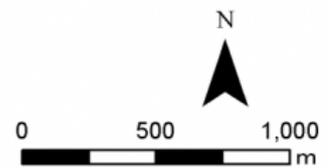
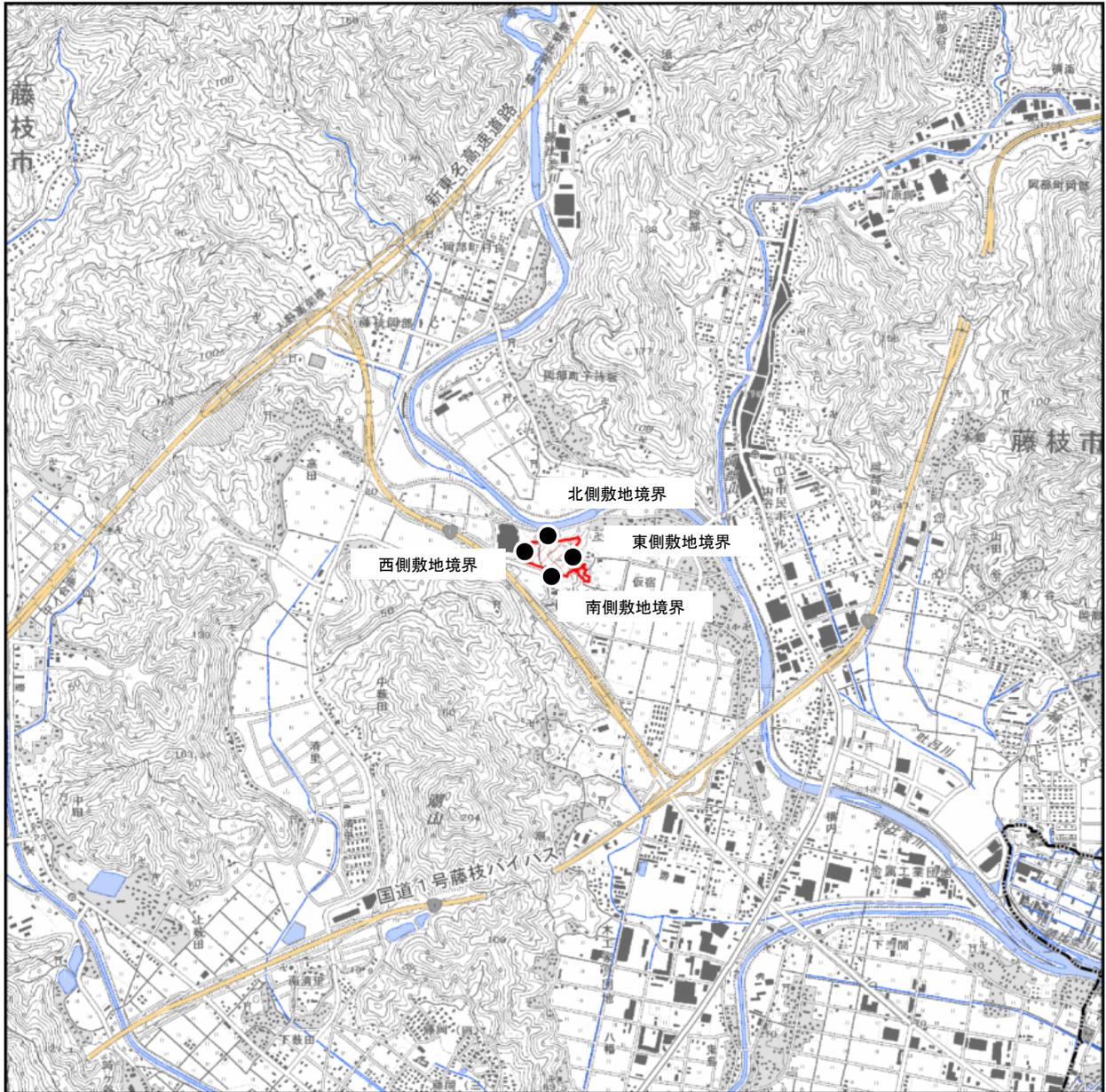


図 2.2-6 騒音・振動調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）



【凡例】

-  : 事業予定地
-  : 悪臭調査地点

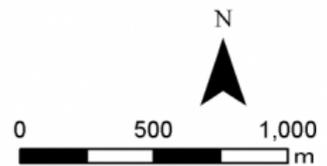
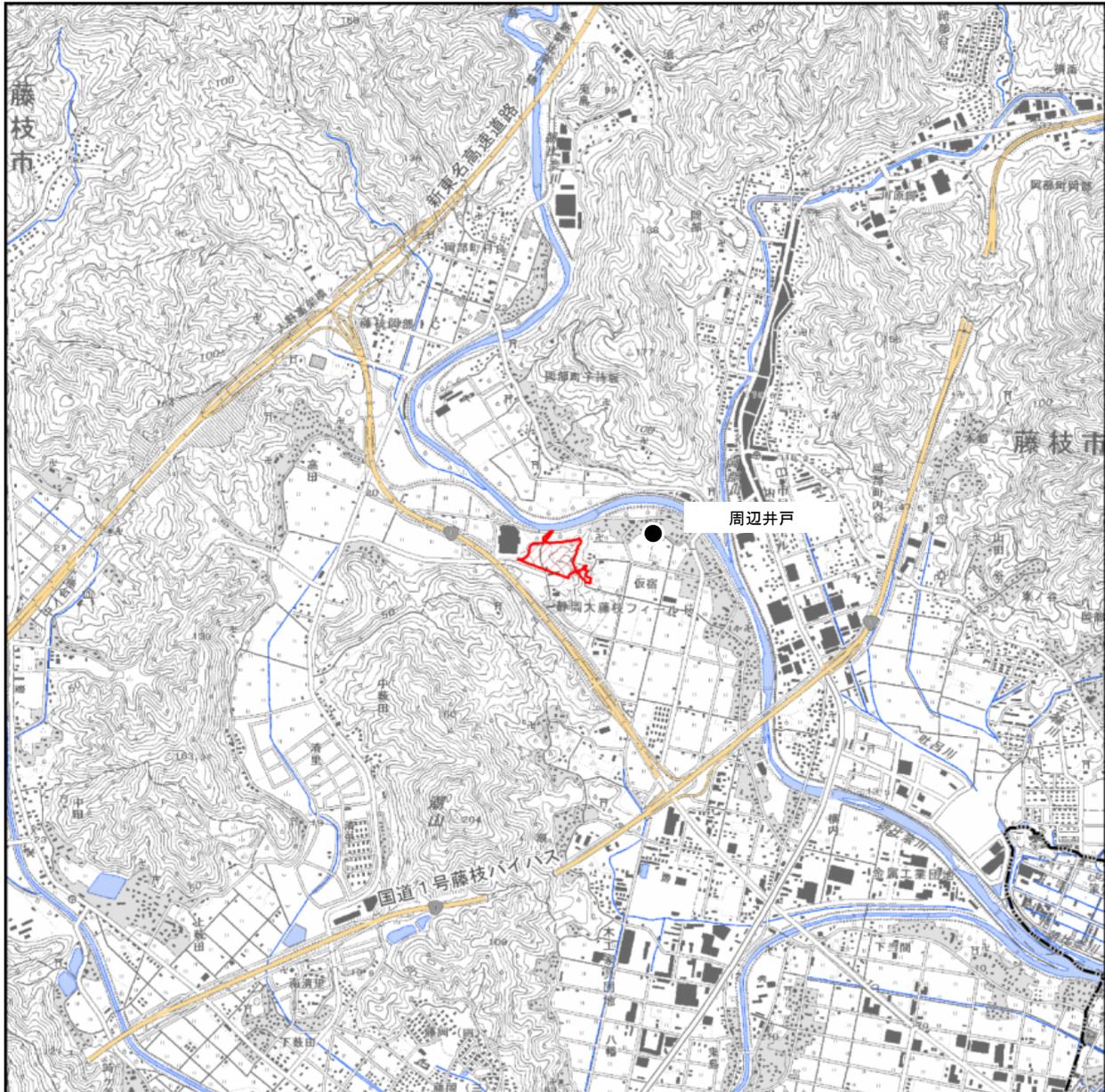


図 2.2-7 悪臭調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）



【凡例】

-  : 事業予定地
-  : 地下水汚染・地下水の変化調査地点

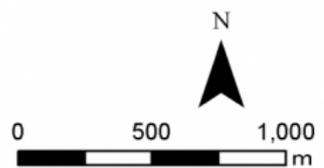
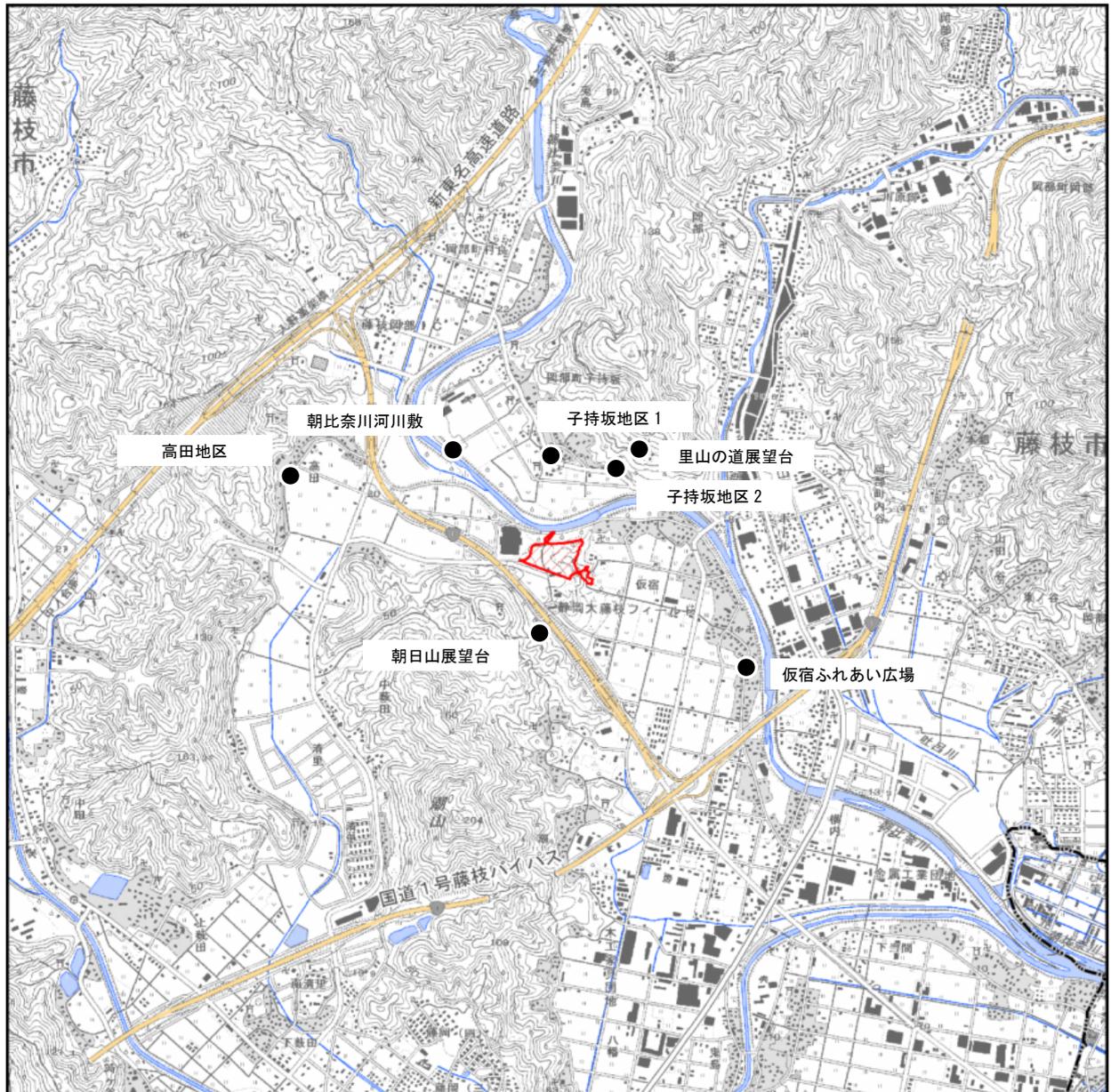


図 2.2-8 地下水調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）



【凡例】

- : 事業予定地
- : 景観調査地点

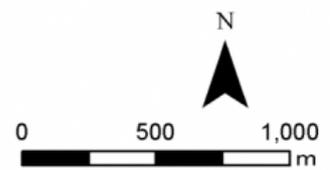


図 2.2-9 景観調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）

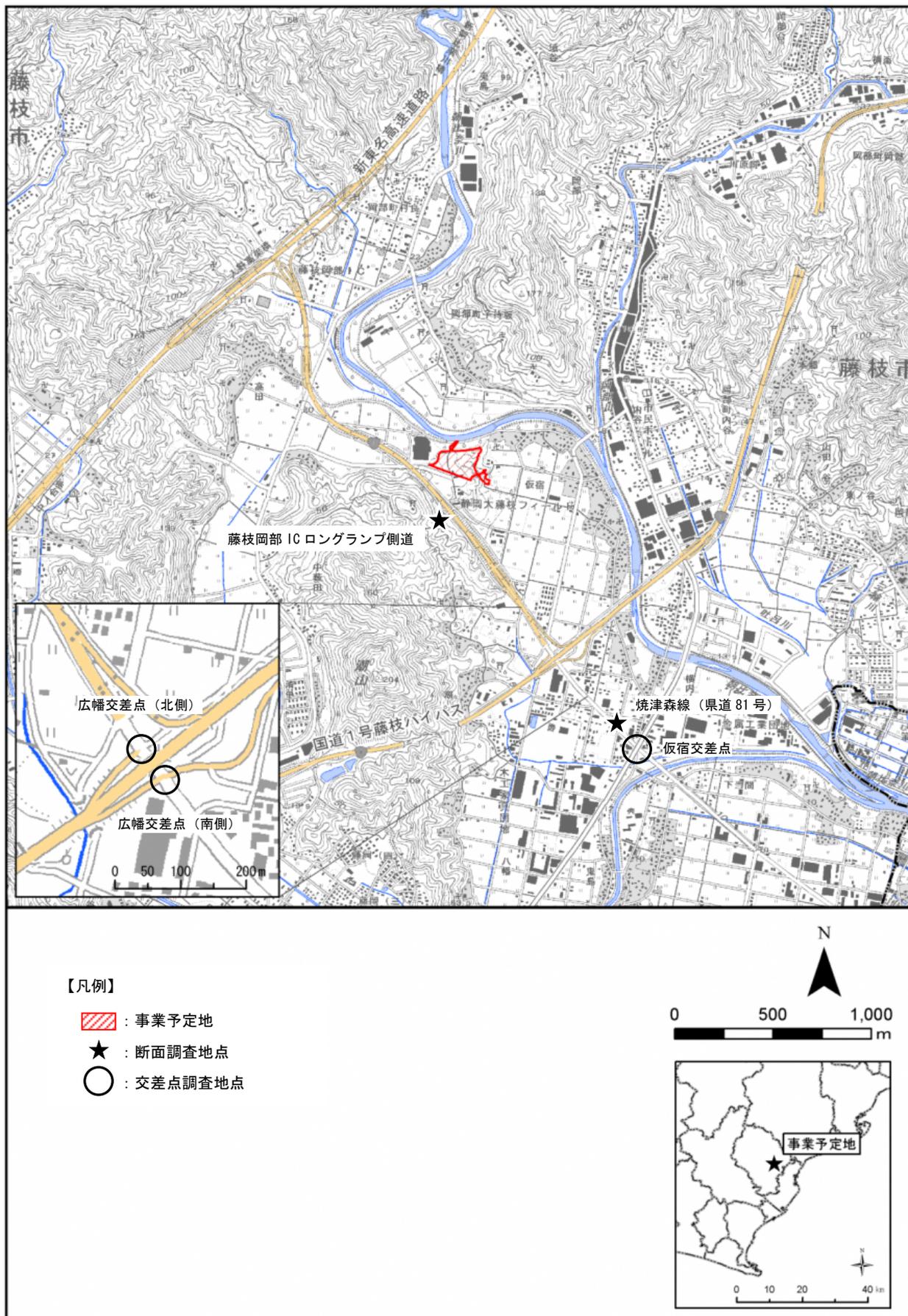


図 2.2-10 地域交通調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）

2.2.2 工事の実施時

(1) 工事計画確認調査

1) 工事計画

評価書時に想定した工事工程等は、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合があることから、実際の工事計画、進捗状況を確認し、必要に応じて各事後調査項目の時期、頻度、調査地点等を再検討するため、工事計画確認に関する調査を実施する。

① 実施項目

工事計画、工事方法、環境保全措置の実施状況とする。

② 調査時期・頻度

建設工事中とする。

③ 調査方法

工事計画、工事方法、環境保全対策実施状況の把握・集計による方法とする。

(2) 発生源調査

1) 騒音・振動

① 建設機械騒音・振動

工事の実施時に発生する建設機械の騒音及び振動を調査し、環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

(7) 実施項目

騒音レベル、振動レベルとする。

(4) 調査地点

図 2.2-2 に示す、敷地境界 4 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

建設機械の稼働台数が代表的と考えられる時期（1 日間）とする。

(I) 調査方法

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に規定される方法、「振動規制法施行規則」別表第一に規定される方法とする。

2) 廃棄物

① 廃棄物の発生量

環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 実施項目

廃棄物発生量、リサイクル率、廃棄物排出量とする。

(4) 調査地点

施設内とする。

(ウ) 調査時期・頻度

工事中とする。

(I) 調査方法

事業者による廃棄物の処理実績の把握、集計による方法とする。

(3) 環境調査

1) 大気汚染

① 建設機械排ガス

工事の実施時に発生する建設機械排ガスを調査し、環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

(7) 実施項目

二酸化窒素、浮遊粒子状物質とする。

(I) 調査地点

図 2.2-1 に示す、周辺 1 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

建設機械の稼働台数が代表的と考えられる時期（7 日間）とする。

(I) 調査方法

「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大気汚染に係る環境基準について」に規定される方法とする。

② 建設作業粉じん

工事の実施時に発生する建設作業による粉じんを調査し、環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

(7) 実施項目

降下ばいじんとする。

(I) 調査地点

図 2.2-1 に示す、周辺 1 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

土工事期間の建設機械の稼働台数が代表的と考えられる時期（30 日間）とする。

(I) 調査方法

ダストジャーを用いる方法とする。

③ 資材等運搬車両排ガス

工事の実施時に発生する資材等運搬車両排ガスによる影響を調査し、あわせて交通量調査を行い、評価書で設定した資材等運搬車両台数、一般車両交通量との比較を行う。資材等運搬車両による排ガスの影響と環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

(7) 実施項目

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、交通量とする。

(I) 調査地点

図 2.2-1 に示す、沿道 2 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

資材等運搬車両の運行台数が代表的と考えられる時期（7日間）、交通量は1日とする。

(I) 調査方法

「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大気汚染に係る環境基準について」に規定される方法、交通量はカウンターによる計測方法とする。

2) 騒音・振動

① 資材等運搬車両騒音・振動

工事の実施時に発生する資材等運搬車両の騒音及び振動による影響を調査し、あわせて交通量調査を行い、評価書で設定した資材等運搬車両台数、一般車両交通量との比較を行う。資材等運搬車両による騒音及び振動の影響と環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

(7) 実施項目

騒音レベル、振動レベル及び交通量とする。

(I) 調査地点

図 2.2-2 に示す、敷地境界 4 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

資材等運搬車両の運行台数が代表的と考えられる時期（1日間）とする。

(I) 調査方法

「騒音に係る環境基準について」に規定される方法、「振動規制法施工規則」に規定される方法とする。

3) 水質汚濁

① アルカリ排水

環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 実施項目

水素イオン濃度とする。

(I) 調査地点

図 2.2-3 に示す、工事排水排出口 1 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

工事中のコンクリート打設工事時（1回）とする。

(I) 調査方法

日本工業規格に規定される方法とする。

② 濁水

環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 実施項目

浮遊物質質量

(イ) 調査地点

図 2.2-3 に示す、工事排水排出口 1 地点とする

(ウ) 調査時期・頻度

土工事期間中の降水時（1 回）とする。

(I) 調査方法

日本工業規格に規定される方法とする。

4) 地下水の変化

① 地下水の変化

環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 実施項目

地下水位とする。

(イ) 調査地点

図 2.2-4 に示す、周辺地点 1 地点とする

(ウ) 調査時期・頻度

工事期間中（月 1 回、1 年間）とする。

(I) 調査方法

水位計を用いた測定とする。

5) 動物

① 希少猛禽類モニタリング調査

希少猛禽類の繁殖状況を把握し、繁殖状況に対して影響が生じている可能性が示唆された場合は、工期の変更や使用重機の変更等適切な保全措置を講ずるため、モニタリング調査を実施する。

(7) 調査地点

4 地点（現地調査地点から選定）とする。

(イ) 調査時期・頻度

工事の実施時の 2 月～7 月（月 1 回、2～4 日）とする。

(ウ) 調査方法

定点調査とする。

② オオチャバネセセリ、ウメムラシタラガイ

環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 調査地点

事業予定地内及び周辺とする。

(イ) 調査時期・頻度

具体的な環境保全措置の内容が決定してから調査の時期を決定する。

(ウ) 調査方法

具体的な環境保全措置の内容が決定してから調査の方法を決定する。

③ カワバタモロコ

カワバタモロコの生息状況を把握し、生息に対して影響が生じている可能性が示唆された場合は、適切な保全措置を講ずるため、モニタリング調査を実施する。

(7) 調査地点

高田大溝川とする。

(4) 調査時期・頻度

工事の実施時の1回とする。

(ウ) 調査方法

任意採集調査とする。

2.2.3 土地又は工作物の存在及び供用時

(1) 施設計画調査

1) 施設計画

評価書時に想定した設計計画と竣工した施設内容、環境保全計画（環境の保全のための措置の内容）を確認し、必要に応じ、各事後調査項目の調査時期、頻度、調査地点を再検討するため、施設計画確認に関する調査を実施する。

① 実施項目

施設計画、環境保全対策実施状況とする。

② 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期（1回）とする。

③ 調査方法

施設計画、環境保全対策実施状況の把握・集計による方法とする。

(2) 発生源調査

1) 大気汚染

① ばい煙調査

計画施設の煙突において、ばい煙調査を実施することにより、予測の前提である自主規制値の遵守、運転管理の状況、排出ガス諸元等を確認する。

(7) 実施項目

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀、ダイオキシン類とする。

(4) 調査地点

煙突（各炉）とする。

(ウ) 調査時期・頻度

供用開始後の一定期間

ばい煙の測定	4回/年（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素）
水銀	1回/年
ダイオキシン類	1回/年

(I) 調査方法

サンプリング分析とする。

2) 騒音・振動

① 施設稼働騒音・低周波音・振動

敷地境界における騒音レベル、低周波音圧レベル及び振動レベルを測定し、環境保全目標との整合性を確認し、予測結果との比較を行うとともに、環境の保全のための措置により、環境への負荷の低減が確実に実施されているか確認する。

(7) 実施項目

騒音レベル、低周波音圧レベル、振動レベルとする。

(I) 調査地点

図 2.2-6 に示す、敷地境界 4 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期（平日 1 日、4 季）とする。

(I) 調査方法

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に規定される方法、「振動規制法施行規則」別表第一に規定される方法とする。

3) 悪臭

① 施設からの悪臭

環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 実施項目

臭気指数とする。

(I) 調査地点

図 2.2-7 に示す、敷地境界 4 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期（平日 1 日、4 季）とする。

(I) 調査方法

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に規定される方法とする。

4) 温室効果ガス

① 温室効果ガスの発生量

供用時の運転記録等資料により、温室効果ガスの発生量を把握し、環境保全目標との整合性を確認するとともに、予測結果との比較を行う。

(7) 実施項目

温室効果ガス発生量及び売電量とする。

(I) 調査地点

施設内とする。

(ウ) 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期（1年間）とする。

(I) 調査方法

運転記録、稼働記録の把握、集計による方法とする。

5) 廃棄物

① 廃棄物の発生量

環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 実施項目

廃棄物発生量、リサイクル率、廃棄物排出量とする。

(I) 調査地点

施設内とする。

(ウ) 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期（1年間）とする。

(I) 調査方法

事業者による廃棄物の処理実績の把握、集計による方法とする。

(3) 環境調査

1) 大気汚染

① 排出ガス（環境大気質）

環境大気質を測定し、環境保全目標との整合性を確認するとともに、予測結果との比較を行う。

(7) 実施項目

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類とする。

(I) 調査地点

図 2.2-5 に示す、周辺 2 地点とする（微小粒子物質は岡部中学校 1 地点）とする。

(ウ) 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期（7日間／季、4季）とする。

(I) 調査方法

「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大気汚染に係る環境基準について」、「濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法（微小粒子状物質）」、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」、「大気汚染物質測定法指針」に規定される方法とする。

② 廃棄物運搬車両排ガス

廃棄物運搬車両排ガスによる影響を調査し、あわせて交通量調査を行い、評価書で設定した廃棄物運搬車両台数、一般車両交通量との比較を行う。廃棄物運搬車両による排ガスの影

響と環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

(7) 実施項目

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、交通量とする。

(イ) 調査地点

図 2.2-5 に示す、沿道 2 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期（7 日間／季、4 季）、交通量は各 1 日とする。

(I) 調査方法

「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大気汚染に係る環境基準について」に規定される方法、交通量はカウンターによる計測方法とする。

2) 騒音・振動

① 廃棄物運搬車両騒音・振動

廃棄物運搬車両の騒音及び振動による影響を調査し、あわせて交通量調査を行い、評価書で設定した資材等運搬車両台数、一般車両交通量との比較を行う。廃棄物運搬車両による騒音及び振動の影響と環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

(7) 実施項目

騒音レベル、振動レベル及び交通量とする。

(イ) 調査地点

図 2.2-6 に示す、走行ルート 2 地点。

(ウ) 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期とする（平日 1 日 1 季）。

(I) 調査方法

「騒音に係る環境基準について」に規定される方法、「振動規制法施工規則」に規定される方法とする。

3) 地下水汚染

① 地下水汚染

環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 実施項目

地下水質（環境基準項目）とする。

(イ) 調査地点

図 2.2-8 に示す、周辺 1 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期（1 回）とする。

(I) 調査方法

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」に規定される方法とする。

4) 地下水の変化

① 地下水の変化

環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 実施項目

地下水位とする。

(イ) 調査地点

図 2.2-8 に示す、周辺地点 1 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期（月 1 回、1 年間）とする。

(I) 調査方法

水位計を用いた測定とする。

5) 動物

① カヤネズミ

カヤネズミの生息状況を把握し、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 調査地点

事業予定地内及び周辺とする。

(イ) 調査時期・頻度

供用 1 年目及び 3 年目の秋とする。

(ウ) 調査方法

フィールドサイン調査とする。

② 希少猛禽類モニタリング調査

希少猛禽類の繁殖状況を把握し、繁殖状況に対して影響が生じている可能性が示唆された場合は、適切な保全措置を講ずるため、モニタリング調査を実施する。

(7) 調査地点

事業予定地内及び周辺(2~3 地点)とする。

(イ) 調査時期・頻度

供用 1 年目及び 3 年目の 2 月~7 月とする。

(ウ) 調査方法

定点調査とする。

③ 鳥類相、オオタカ、ハイタカ、その他鳥類

希少猛禽類等鳥類の生息状況を把握し、影響が生じている可能性が示唆された場合は、適切な保全措置を講ずるため、モニタリング調査を実施する。

(7) 調査地点

事業予定地内及び周辺とする。

(イ) 調査時期・頻度

供用1年目及び3年目の繁殖期と非繁殖期（年2回・初夏と冬）とする。

(ウ) 調査方法

ラインセンサス調査・定点調査・任意調査とする。

④ は虫類・両生類、トノサマガエル（ヌマガエル）

は虫類及び両生類の生息状況を把握し、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 調査地点

事業予定地内及び周辺とする。

(イ) 調査時期・頻度

供用1年目及び3年目の春、夏、秋とする。

(ウ) 調査方法

捕獲・目撃調査等とする。

⑤ 昆虫類相・オオチャバネセセリ

昆虫類相及びオオチャバネセセリの生息状況を把握し、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 調査地点

事業予定地内及び周辺とする。

(イ) 調査時期・頻度

供用1年目及び3年目の春～秋とする。

(ウ) 調査方法

任意採集調査・幼虫確認調査とする。

⑥ カワバタモロコ

カワバタモロコの生息状況を把握し、生息に対して影響が生じている可能性が示唆された場合は、適切な保全措置を講ずるため、モニタリング調査を実施する。

(7) 調査地点

高田大溝川とする。

(イ) 調査時期・頻度

供用1年目、1回とする。

(ウ) 調査方法

任意採集調査とする。

6) 植物

① 植物

植物の生育状況を把握し、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 調査地点

事業予定地内及び周辺とする。

(イ) 調査時期・頻度

供用1年目及び3年目の夏または秋とする。

(ウ) 調査方法

植物相調査・コドラート調査・毎木調査とする。

7) 生態系

① 希少猛禽類

動物調査と併用とする。

② 指標種（タヌキ・キツネ）

指標種の生息状況を把握し、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 調査地点

事業予定地内2地点、周辺3地点とする。

(イ) 調査時期・頻度

供用1年目及び3年目（年4回）とする。

(ウ) 調査方法

無人撮影調査とする。

③ 指標種（アカネズミ）

指標種の生息状況を把握し、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

(7) 調査地点

事業予定地内2地点、周辺3地点とする。

(イ) 調査時期・頻度

供用1年目及び3年目の春、秋（年2回）とする。

(ウ) 調査方法

トラップ調査とする。

④ 指標種（ヌマガエル）

動物調査と併用とする。

8) 景観

① 主要な眺望景観の変化の程度

主要な眺望地点からの景観状況を調査し、環境保全目標との整合性を確認し、予測結果との比較を行うとともに、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が確実に実施されているか確認する。

(7) 実施項目

主要眺望地点の景観とする。

(イ) 調査地点

図 2.2-9 に示す、周辺 7 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

施設完成後一定期間、1 回（夏季）とする。

(I) 調査方法

写真撮影による方法とする。

9) 地域交通

① 交通量

交通量等を測定し、廃棄物運搬車両による影響を把握する。調査結果と環境保全目標との整合性を確認し、予測結果との比較を行うとともに、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が確実に実施されているか確認する。

(7) 実施項目

交通量、渋滞長・滞留長（交差点のみ）とする。

(イ) 調査地点

図 2.2-10 に示す、走行ルート断面 2 地点及び交差点 3 地点とする。

(ウ) 調査時期・頻度

廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期（平日 1 日、1 季）とする。

(I) 調査方法

カウンター計測等による方法とする。

2.3 事後調査結果の検討方法

2.3.1 検討方法

事後調査によって得られた結果をもとに、評価書で記載した環境影響評価との比較検討を行う。また、計画の変更に伴う予測・評価の再検討結果についても併記し、その変更の経緯も分かりやすく記載する。

なお、今後事後調査を実施する中で、想定外の問題等が生じた場合には、それに対する対応策を実施し、事後調査報告書に記載する。

2.3.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合における対応

事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、本事業が原因となっているものについては、関係機関と協議のうえ、速やかに環境保全対策を講ずるものとする。

2.3.3 事後調査報告書の提出時期等

事後調査報告書は、工事期間は毎年度末、供用開始からは1年度目と3年度目のそれぞれ年度末にとりまとめ、計6回県へ提出するものとする。

なお、本事業が長期にわたることから、計画の変更に伴う予測・評価の再検討結果など、必要な報告も行う。事後調査報告書の提出時期等を表 2-3-1 及び表 2-3-2 に示す。

2.3.4 事業者以外のものが把握する環境の状況に関する情報とその要請方法及び内容

現段階において計画していない。

2.3.5 事後調査の実施者

事後調査を実施するものの名称及び所在地は以下のとおりである。

名 称：志太広域事務組合

代表者の氏名：管理者 焼津市長 中野 弘道

住 所：静岡県藤枝市岡部町岡部 6 番地の 1

表 2.3-1 事後調査の内容及び提出時期（工事の実施時）

区分	環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度	工事1年目	工事2年目	工事3年目	工事4年目	稼働1年目	稼働2年目	稼働3年目
	大項目	小項目										
工事計画確認調査	工事計画		工事計画、工事方法、環境保全措置の実施状況	—	建設工事中	←----->						
発生源調査	騒音	建設機械騒音	騒音レベル	敷地境界 4地点	建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（1日間）	←-----●----->						
	振動	建設機械振動	振動レベル	敷地境界 4地点	建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（1日間）	←-----●----->						
	廃棄物	廃棄物の発生量	廃棄物発生量、リサイクル率、廃棄物排出量	施設内	工事中	←----->						
環境調査	大気汚染	建設機械排ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	周辺 1地点	建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（7日間）	←-----●----->						
		建設作業粉じん	降下ばいじん	周辺 1地点	土工事期間の建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（30日間）	←-----●----->						
		資材等運搬車両排ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、交通量	走行ルート 2地点	資材等運搬車両の運行台数が最大と考えられる時期（7日間）、交通量は1日	←-----●----->						
	騒音	資材等運搬車両騒音	騒音レベル、交通量	走行ルート 2地点	資材等運搬車両の運行台数が最大と考えられる時期（1日間）	←-----●----->						
	振動	資材等運搬車両振動	振動レベル、交通量	走行ルート 2地点	資材等運搬車両の運行台数が最大と考えられる時期（1日間）	←-----●----->						
	水質汚濁	アルカリ排水	水素イオン濃度	工事排水排出口 1地点	工事中のコンクリート打設工事時（1回）	←-----●----->						
		濁水	浮遊物質量	工事排水排出口 1地点	土工事期間中の降水時（1回）	←-----●----->						
	地下水の変化	施設の稼働	地下水位	周辺地域 1地点	施設が定常的に稼働している時期（月1回、1年間）	←----->						
	動物	希少猛禽類モニタリング調査		4地点	工事の実施時の2月～7月（月1回、2～4日）	←----->						
		オオチャバネセセリ、ウメムラシタラガイ		事業予定地内及び周辺	工事の実施時の1回	←----->						
カワバタモロコ		高田大溝川	←----->									
事後調査報告書						●	●	●	●			

注) 調査予定は現段階で想定する工事工程に基づくものであり、今後の実施設計、施工計画等により実施時期・期間が変更になる場合がある。
 調査時期は、実際の工事工程に基づいた検討により設定する（建設機械騒音・振動に係る調査は毎年度見直すものとする）。
 破線矢印は、その間において適宜時期を設定して調査を実施するものを示す。

表 2.3-2 事後調査の内容及び提出時期（土地又は工作物の存在及び供用時）

区分	環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度	工事1年目	工事2年目	工事3年目	工事4年目	稼働1年目	稼働2年目	稼働3年目		
	大項目	小項目												
施設計画確認調査	施設計画		施設計画、環境保全対策実施状況	—	施設が定期的に稼働している時期（1回）	←	→			←	→			
発生源調査	大気汚染	ばい煙調査	硫酸酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀、ダイオキシン類	煙突（各炉）	供用開始後の一定期間ばい煙の測定4回/年（硫酸酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素）					●	●	●		
	騒音	施設稼働騒音、低周波音	騒音レベル、低周波音圧レベル	敷地境界 4地点	施設が定期的に稼働している時期（平日1日、4季）					●	●	●		
	振動	施設稼働振動	振動レベル	敷地境界 4地点	施設が定期的に稼働している時期（平日1日、4季）					●	●	●		
	悪臭	施設からの悪臭	臭気指数	敷地境界 4地点	施設が定期的に稼働している時期（平日1日、4季）					●	●	●		
	温室効果ガス	温室効果ガスの発生量	温室効果ガス発生量及び発電量	施設内	施設が定期的に稼働している時期（1年間）					←	→			
	廃棄物	廃棄物の発生量	廃棄物発生量、リサイクル率、廃棄物排出量	施設内	施設が定期的に稼働している時期（1年間）					←	→			
環境調査	大気汚染	排出ガス（環境大気質）	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類	周辺2地点（微小粒子状物質は1地点）	施設が定期的に稼働している時期（7日間/季、4季）					●	●	●		
		廃棄物運搬車両排ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、交通量	走行ルート 2地点	施設が定期的に稼働している時期（7日間/季、4季）、交通量は各1日					●	●	●		
	騒音	廃棄物運搬車両騒音	騒音レベル、交通量	走行ルート 2地点	施設が定期的に稼働している時期（平日1日、1季）					←	●	→		
	振動	廃棄物運搬車両振動	振動レベル、交通量	走行ルート 2地点	施設が定期的に稼働している時期（平日1日、1季）					←	●	→		
	地下水汚染		地下水質（環境基準項目）	周辺地域 1地点	施設が定期的に稼働している時期（1回）					←	●	→		
	地下水の変化	施設の稼働	地下水位	周辺地域 1地点	施設が定期的に稼働している時期（月1回、1年間）					←	→			
	動物	カヤネズミ		事業予定地内及び周辺	供用1年目及び3年目の秋						←	-----	→	
		希少猛禽類モニタリング調査		事業予定地内及び周辺（2～3地点）	供用1年目及び3年目の2月～7月							←	-----	→
		鳥類相、オオタカ、ハイタカ、その他鳥類		事業予定地内及び周辺	供用1年目及び3年目の繁殖期と非繁殖期（年2回・初夏と冬）							←	-----	→
		は虫類・両生類、トノサマガエル（ヌマガエル）		事業予定地内及び周辺	供用1年目及び3年目の春、夏、秋							←	-----	→
		昆虫類相・オオチャバネセセリ		事業予定地内及び周辺	供用1年目及び3年目の春～秋							←	-----	→
		カワバタモロコ		高田大溝川	供用1年目、1回							←	-----	→
	植物	植物	事業予定地内及び周辺	供用1年目及び3年目の夏または秋							←	-----	→	
	生態系	希少猛禽類		事業予定地及びその周辺（4地点）	動物調査と併用									
		指標種（タヌキ・キツネ）		事業予定地内2地点 周辺 3地点	供用1年目及び3年目（年4回）							←	-----	→
		指標種（アカネズミ）		事業予定地内2地点 周辺 3地点	供用1年目及び3年目の春、秋（年2回）							←	-----	→
		指標種（ヌマガエル）		事業予定地及びその周辺	動物調査と併用									
	景観	主要な眺望景観の変化の程度	主要眺望地点の景観	周辺 7地点	施設完成後一定期間、1回（夏季）						←	●	→	
	地域交通	交通量	交通量、渋滞長・滞留長（交差点のみ）	走行ルート断面 2地点 交差点 3地点	廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期（平日1日、1季）						←	●	→	
	事後調査報告書											●		

注) 調査予定は現段階で想定する工事工程に基づくものであり、今後の実施設計、施工計画等により実施時期・期間が変更になる場合がある。

調査時期は、実際の工事工程に基づいた検討により設定する（建設機械騒音・振動に係る調査は毎年度見直すものとする）。

破線矢印は、その間において適宜時期を設定して調査を実施するものを示す。